

平成22年第3回太良町議会（定例会第3回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成22年9月10日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成22年9月14日 9時29分			議長	坂口久信
	散会	平成22年9月14日 14時24分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席1名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	欠
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	6番	川下 武則	7番	見陣 泰幸	8番	久保 繁幸
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	寺田 恵子		針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	税務課長	江口 司		
	副町長	永淵 孝幸	建設課長	川崎 義秋		
	教育長	陣内 碩泰	会計管理者	坂本 豊		
	総務課長	岡 靖則	農業委員会事務局長	藤木 修		
	企画商工課長	桑原 達彦	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	財政課長	大串 君義	社会教育課長	高田 由夫		
	町民福祉課長	毎原 哲也	太良病院事務長	井田 光寛		
	健康増進課長	松本 太	太良病院長	上通 一泰		
	環境水道課長	土井 秀文	代表監査委員	野中 秋吉		
農林水産課長	新宮 善一郎					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成22年9月14日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成22年太良町議会9月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	4番 坂口久信	1. 町長の進退について 岩島町長の任期は来年2月17日と、改選まで5カ月となった。 今後の町政運営も十分考慮して、進退についてどう考えておられるのか、町長の考えを問う。	町 長
		2. 観光協会事務所移転について 207号線沿いの「道の駅たら」の敷地内に移転を考えていただけないか。	町 長
		3. ICT（情報通信技術）の利活用について (1) 情報通信技術を活用した国、県の事業はどのようなものがあるのか。また、事業に対する補助はあるのか。 (2) 学校教育におけるICTの活用状況並びに効果について。 (3) 町内に2か所程度、漁業集落、農業集落に特別地区を設けて、全国に太良町の特産物をPRして、町の活性化を図る考えはないか。	町 長 教 育 長
2	1番 所 賀 廣	1. 企業誘致について (1) 今後の企業誘致に対する考えについて、将来どのように進めて行く考えか。 (2) 交通アクセスを基本として考えた場合、我が太良町は、条件的に現時点ではマイナス要因が大きいと考えられるが、刑務所や社会復帰促進センター等は、ある程度その考え方に緩和される面もあると思われる。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	1番所賀 廣	このような施設の企業誘致をPFI方式と考え合わせて前向きに検討してみてもよいと思うが、この件についてどう思われるのかをお伺いしたい。	町 長
3	11番下平力人	1. 老人センター跡地利用について 親しみのあった老人センターも老朽化で解体され、現在は駐車場として使っているが、今まで同様駐車場として活用出来るのか。	町 長
		2. 少子化対策について (1) 少子化対策は全国的な案件でもあり、決め手が見い出せないまま月日だけが流れてしまっているような気がする。しかし、対策を諦めることなく本町としてさまざまな対応策に取り組んでこられたと思うが、少子化対策事業としての実績はどんなものか。 (2) 保育料の減額について考えられないか。	町 長
4	3番平古場 公子	1. 高齢者問題について問う 今、全国で100歳以上の高齢者の所在不明者が日を増す毎に増え続けているが、人としてあってはならない事態に驚いている。 家族も悪い、行政も悪い。これは、社会全体の責任が問われる問題だと思う。 そこで、次の5点を質問する。 (1) 我が町の状況はどうであったか。 (2) どのように調査されたのか。 (3) 65歳以上の独り暮らしの方は何名ぐらいなのか。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	3番 平古場 公子	(4) 平成12年に介護保険制度が導入されたが、高齢者に対し、どのようなサービスがなされているのか。 (5) 施設は充分なのか。	町 長
5	5番 牟田 則雄	1. 法定外公共物の管理に関する条例の施行状況と運用について問う (1) 占用許可の申請が必要な所が約1,900件あると言われた内訳について。 ① 申請が必要な所と必要でない所は。 ② 必要な所で、有料な箇所と無料な箇所は（占有料）。 ③ 占有料が必要な箇所の総額は。 (2) この条例のこれまでと今後の運用について。	町 長
6	9番 末次 利男	1. 行財政改革について 現在我が国は、右肩上がりの経済の終焉による国・地方を通じた危機的な財政状況の中、人口減少・超高齢化社会の到来や高度情報化・グローバル化の進展など、多くの課題を抱え、大きな変革の時代を迎えている。こうした情勢の中で、どのように地方分権を確立し、自律的な自治体経営を進めていくのか、課題が山積している。将来安心した町政運営を確立するためには、微温湯意識を払拭し、コスト意識や成果重視など民間的発想を積極的に取り入れ、多様化・高度化する住民ニーズに対する的確かつ良質な行政サービスを提供する更なる体制整備が必要と思うが、以下の4点について問う。 (1) 行財政改革基本方針について。 (2) 効率的な経営システムの実現について。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
6	9番末次利男	(3) 組織強化と意識改革について。 (4) 指定管理者制度の評価と民間委託について。	町長

午前9時29分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は6名であります。通告に従い、順次質問を許可します。

1番通告者は私でありますので、会議規則第50条の規定に基づき、議席に着きます。よって、副議長が議長席に着きます。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（下平力人君）

おはようございます。座らせていただきます。

地方自治法第106条の規定に基づき、私、副議長が議事を進めます。

1番通告者、坂口君、質問を許可いたします。

○4番（坂口久信君）

議長の許可を得ましたので、次の3点について、通告に従い質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目に、町長の進退についてでございます。

岩島町長任期、来年の2月17日と改選まであと5カ月となりました。今後、町政運営も十分考慮して、進退についてどのようにお考えをされているのか、町長に質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

坂口議員の1点目、今後の町政運営も十分考慮して、進退についてどう考えているかの質問に対しまして、私の考えを申し上げたいと思っております。

私は、選挙公約の中で、融和と明るいまちづくりをスローガンに掲げ、町長拝命させていただいて以来、できる限り町民の皆様と直接触れ合い、生の声をお聞きして、皆様が何を求

めていらっしゃるかを常に念頭に置きながら、町政に携わってまいったわけでございます。そして、町が活性化し、元気で明るい町になるためには、人の輪と知恵、力を出し合うことが大切であると確信し、公約の実現のためには、町民の一人一人の思いを結集し、それを大きな力に束ねていくことが肝要であるとの思いで、まちづくりに取り組んでまいりました。

4年1期の任期の中で、少子化対策の充実、1次産業と一体化した商工観光事業の振興、行財政改革の推進、若者定住対策、窓口業務の充実を公約に掲げ、これまで就学前までの児童の医療費無料化や学童保育及び保育所等の子育て支援の充実、指定管理者制度の導入、道の駅たらの開設、定住促進条例の制定及び奨励金の交付、役場窓口業務延長の実施、町営火葬場建設事業や広域農道の多良岳地区の完工など、個別に見ればそれぞれ一定の成果は果たしていると考えておるところでございます。

第1次産業の低迷、並びに少子・高齢化の進展や、社会経済の低迷及び雇用環境の悪化などによって、太良町の人口が毎年減少していることなど、今後の町政に影を落とす部分が多く、憂慮すべきことと思っております。また、町立太良病院公営企業法全部適用したことの影響や医師不足の問題、あるいは1次産業の振興と一体化させた商工観光業の伸展、そして第4次太良町総合計画の策定など、今後の町政運営に重要な問題を抱えており、もし町民の御支持をいただきますならば、これらの問題を一つ一つ実現することが町民や議会に対する私の責務であると認識し、引き続き職責を担わせていただきたいと思いますので、今後ともどうかよろしく申し上げます。

以上でございます。

○4番（坂口久信君）

再度質問いたします。

皆様御存じのとおり、今日の厳しい経済状況の中、そしてまた、自民党から民主党への政権交代など大きな源流の中で、町政全般にわたり常に全力投球を続けてこられた情熱と政治姿勢で一つずつ着実に業績を積み上げてこられたことは、町民だれしも認めるところでありますし、高く評価をしているところであります。

就任後1年は、前町長から引き継いだ町政の課題に全力で取り組み、その結果、長年の懸案事業であった火葬場の建設、山林の購入問題、太良病院の健全経営化のための地方公営企業法の全部適用、また、公約されていた6歳未満児の医療費無料化、若者定住対策、その他住民の声を反映させた施策に全身全霊を尽くし、誠意を持って取り組んでこられておりますし、また、議会とも十分話し合いのもとに政策を反映されたことに対しては、私自身、頭の下がる思いでもあります。今後、まだまだ町長自身の政策課題も道半ばでもありますし、ぜひとも再度、町長に立候補してもらいたいというふうな考えを持っております。

先ほど町長が前向きな姿勢を示されておりますので、再度、ここで町長の答弁を求めて終わりたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

先ほどから申し上げましたとおりに、まだまだ太良町の1次産業の活性化とか、あるいは太良町民の人口の低迷等々、盛りだくさん課題が残っておりますので、今後とも皆さんたちの御支持をいただければ、引き継ぎ4年1期、再度全力前進、邁進するつもりでございますので、どうかよろしく申し上げます。

○4番（坂口久信君）

町長におかれましては、ぜひとも今まで一生懸命頑張ってきた、それを今後とも町全体に町長がトップとなって引っ張っていただいて、太良町のよりよい政策をやっていただければと思っております。

続きまして、2点目に入りたいと思います。

観光協会事務所移転についてでございます。

207号線沿いの道の駅たらの敷地内に移転を考えていただけないかということでございます。

岩島町長は、太良町にとって太良町観光産業は、企業誘致が思うように進まない中、第1次産業である農林水産業に次ぐ重要な基幹産業の柱として位置づけをされ、取り組んでこられたことに対して、関係者一同、大変深く感謝をしているところであります。

平成21年度、町長の肝いりで国の緊急対策雇用で3名の臨時雇用職員を雇用していただき、商工会の協力で商工会館の事務所の一部を間借りして、今まで観光協会がなし得なかった事業に企画商工課の強い後押しをしながら着手をしているところでございます。少しずつその成果を上げようとしておりますし、そういう中で、観光産業を発展させ、また観光協会を一本立ちされるためには、今の事務所は大変手狭でありますし、不便でもあります。いながらにして太良町の宣伝ができる207号線沿いの道の駅たらの敷地内に、例えば、太良町材を使って、小さくても結構ですので事務所を新築していただき、移転をしていただけないかというような考えでございます。そしてまた、鹿島、嬉野観光協会並みとは言いませんけれども、最低でも職員2名体制の運営ができるように町の力をかしていただければと思っておりますけれども、町長の答弁をよろしくお願ひいたします。

○町長（岩島正昭君）

2点目、観光協会事務所移転について、207号沿いの道の駅内の敷地に移転を考えていただけないかということにお答えいたします。

太良町観光協会は昭和48年に設立され、その運営は設立以来、太良町商工会に事務委託がなされており、その間、観光協会においては、太良町の観光資源の開発と観光事業の振興により町民の福利増進を図っていただき、竹崎カニを初めとする多くの観光資源を活用し、地域の雇用と経済を支え、地域の活力と活性化に寄与されてきたことは論をまたないところでございます。

昨今の長引く不況の中、観光産業を取り巻く環境は厳しいものがありますが、各種産業の中でも観光産業は1次、2次、3次の各種産業に経済波及効果をもたらす総合産業であり、これからの成長産業であると国の成長戦略にも位置づけられております。太良町においても観光は、各種産業の振興と地域経済と雇用を支える重要な役割を担っており、太良町の地域経済を担う観光のウエートは高まりつつあり、現状より一段階ステップアップした事業展開が期待をされております。

そのような中、昨年7月からふるさと雇用基金事業を活用したたら観光誘客PR推進委託事業により、観光協会が待望されていた専任職員の配置が実現し、商工会の事務所の一室に間借りをして独立した事務所設置がなされております。これにより、観光協会による観光パンフ作成、ホームページの立ち上げ、鹿島市、嬉野市との観光の相互連携を図る肥前路南部広域観光協議会の設立、また、太良町の一大イベントであります太良町納涼夏まつりの事務局を担うなど、専任職員の雇用による観光振興の実績が上がりつつあります。

一方、道の駅たらは、面としての整備が完了し、順調に集客数を伸ばし、県内でも1、2を争う道の駅として成長しつつあります。今後は、より以上の地域の情報発信機能をつけ加えることにより、道の駅たらがまさに太良町の人と物と情報が行き交う交流拠点として発展していくものと考えております。

こうした状況の中、太良町観光協会を道の駅の敷地内に移転し、交流拠点としての情報発信力を高めることは、観光が各種産業にもたらす経済波及効果等を考えた場合、太良町の観光振興はもとより、地域経済の活性化に寄与するものと考えております。昨今の観光形態は、グループ、個人旅行のウエートが増加するとともに、いやし、快適性などが求められ、地域の資源、産物、歴史、伝統などを生かした観光メニューが求められております。

こうした中、太良町観光協会が農林水産業、地場産業との連携をし、体験型観光などの新しい観光資源の創出や独自の収益事業等を構築され、太良町の観光振興に寄与するためには、道の駅たらの敷地内移転を計画、要望されることにつきましては、町といたしましても太良町の地域振興の観点から応分の支援をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○4番（坂口久信君）

町長においては、前向きな姿勢を示していただき、ありがたく思っております。

観光産業は、長年にわたってこれまで地元産の食材の利用とか、また地元雇用はもちろん町政にも多大な貢献をしてまいりました。今日、不況のあおりを受けて、各自いろんな努力をされておりますけれども、非常に苦戦をされております。町にとって、やはり既存の企業をいかにして生かしていき、そして、それを町発展に役立てるかというようなことは太良町の明暗にもかかってくると思っておりますので、ぜひとも早急に対応していただき、新年度にはその事業が実現できるような方向でぜひとも考えていただきたいと思います。

ども、再度、町長答弁をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

先ほどから答弁を申しましたとおりに、まず私がつくづくあの道の駅の面的な管理をして、あと年間20万人行き来するレジ通過者が今現在、道の駅を利用させていただいております。その中で、太良町の観光協会、あるいは旅館組合等がどこにあるかといいますと、もう奥に引っ込んだ道の裏通りのほうにしかないということで、これは観光をPRする以上は、もう少し表立った位置に設置しなければ、太良町の今後の観光振興はどうしても栄えないという思いを持ちまして、私も常日ごろからそういうふうな道の駅の敷地内に、例えば、たらふく館の2号館の中とか、あるいはゆたたり館、あそこら付近の一部を改造しまして、何か事務所を設置したいなというふうな希望を持っておりましたから、その辺については徐々に、できるだけ早いうちに場所の選定につきましては結論を出していきたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○4番（坂口久信君）

ちょうど私が道の駅に行って、便所の前ですかね、あの辺にちょうどスペース的にもある程度のスペースがとれるようなのがあったので、ぜひそういう前のほうにできればそうしていただきたい。そして、こういう臨時雇用3年なんですね。3年間ということは、あともう1年ぐらいしか残っておりません。そういう中で、こういう臨時雇用をもう3年やったけんやめさせるということは、せっかく今まで積み上げて努力した事業あたりが途中でとまるというような状況なんですね。そういう中で、やはり1人でも2人でもいろんな工夫をしながら、正職員というか、そういう職員を置いていただけないことには、なかなかいろんな事業はできないというふうな状況でありますし、実質、観光協会がそんなに職員を雇い切るかという、そういう状況でもありません。やはり商工会にしる観光協会にしる、まだまだ太良町の力をかりながら、そして、後々それから抜け出すような努力も多分されると思いますので、ぜひともそういうところについては一人でも二人でも職員配置ができるように、例えば、役場の職員の出向でも何でも結構ですので、そういう工夫をしながら、ぜひしていただきたいというふうに考えております。再度お願いして、終わりたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

これは、今インターネット時代で、販売ルート等々も多岐にわたって、各県あるいは全国の市町村が競争合戦を行っておりますけれども、まず、そういうふうな事務所の立ち上げというのはどうしても行政が手伝わにゃ、皆さんたちでやってくださいと言うわけにいかんでしょうから、できる限り、人事につきましては今後の検討課題といたしまして、できるだけ町もその折には御協力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（坂口久信君）

やはり、今まで町政全般を考えて、第1次産業は特に基幹産業でありますので、それはあくまでも支えにやいかんと、あいどんは町全体を見て、今後、太良町長には全体を見て、どこを伸ばし、どこを削るといような状況で、やはり工夫をしながら、ある程度の期間は延ばすべきは延ばしていただいて、その後は自助努力でやれといような格好でして、一律全般的にやるじゃなくして、やはり町長は憎まれるかもしれませんが、その辺は臨機応変に力を入れるところを考えていただいて、ぜひその辺の工夫をしていただいて、例えば、観光協会なら観光協会の観光事業の浮揚に少しでもつながるように、それは太良町のためになると私自身は考えておりますので、ぜひともそこに力を入れていただきたいというふうに考えております。

続きまして、3点目に入りたいと思います。

3点目のICT（情報通信技術）の利活用についてを質問いたします。

国、県はICT、情報通信技術の有効利用を奨励するという事の中で、県の議長会において、ICTの先進地であります韓国に実のある視察研修をさせていただきました。内容については報告書に詳しく報告をしておりますので、多分見てもらっていると思っております。視察の中で、すぐにでも太良町で事業化ができるようなものもありましたので、そういう質問をさせていただきたいと思っております。

まず、その中で、この情報技術を活用した県、国の事業はどういうものであるかということ、2点目が、太良町では県内で先駆けて学校ICT環境整備の推進を目的に、国の学校ICT環境整備事業、また地域活性化・経済対策臨時交付金事業、そしてまた、平成21年度電子黒板を活用した教育に関する調査研究委託を含めて、ハード、ソフト面を含めて総額約63,000千円の国の補助をもらい、事業に取り組んできておられます。陣内教育長を初め、担当課は国、県が推し進めるICTの教育活用にいち早く着目をされて、この事業を太良町に導入されたことについては高く評価をさせていただきます。今後、この事業を十分活用して教育の向上により一層力を注いでもらえればということでございます。2点目はですね。

そして、3点目については、町内2カ所程度ですね、漁業集落、農業集落、このように特別区を設けて太良町の情報発信、特産物の発信、その他の町の活性化を図る考えはないかということでございますけれども、韓国視察の中で、私が一番関心があったのはICTを活用した情報化村というのがあります。ネット型特産販売、そして体験型観光、この事業を柱として運営がなされております。規模的にも小さいので、太良町でいえば各地区の規模で事業ができるというようなことでもございます。

今、太良町においても少子・高齢化とか、そういう高齢化が進む中、ICTの特別区を設けて町民の所得を上げたりとか、若者定住、高齢化に歯どめをかけるという考えはないかということ質問をさせていただきます。

○町長（岩島正昭君）

質問の3点目のICTの利活用についての1番目、情報通信技術を活用した国、県の事業はどのようなものがあるか、また、事業に対する補助はあるかについてお答えいたします。

ICTには、距離や時間を越えて、人、物、金、知識、情報を結びつけることにより新たなサービスや利便性といった価値や文化を生む触媒としての機能があり、さらに、人や物の移動を代替するとともに、交通、電力、物流等の社会インフラの効率的な運用を可能とし、CO₂の削減等、環境負荷の軽減にも寄与する機能もあります。しかしながら、ICTの具体的な利活用の普及につきましては、情報社会のさまざまな影の側面が社会問題化し、ICTの利活用の普及が進んでいるとは言えないのが実情でございます。

そのような状況であります。国においては、ICTを利活用し、いつでも、どこでも、何でも、だれとでもつながるユビキタスネット社会の実現を目指すべく関連施策に取り組んでおります。国のICTを活用した事業は各省庁でさまざまな各種メニューがございますが、例えば、地域活性化事業としましては、総務省の地方公共団体のICTの利活用と複数の団体の業務連携の促進を図る地域ICT利活用広域連携モデル事業、複数の地方公共団体の業務連携システムの構築及び実証実験を行う地域情報プラットフォーム活用推進事業、地域の情報化の基盤、利活用、人材の3つの側面から支援する地域情報化アドバイザー制度などがございます。

しかしながら、国が実施している現段階のICT推進事業の内訳は、いまだ先進モデル事業の段階であり、個別事業を対象とした補助事業をメニューとして確立した事業は少なく、ICTの具体的な利活用は、モデル事業の検証を待って補助事業を設計しようという段階でございます。国のICT利活用の推進を受けて、佐賀県においても、さがICTビジョン2008が策定され、21年度から3年間のモデル事業として佐賀市富士町において情報化ビレッジ形成プロジェクト事業が実施に移されております。ICT利活用による地域産業の活性化策として、住民参加によるICTを活用した農山漁村発展モデル形成や新たな収益モデルの開発、住民の情報利活用能力増大を目指した地域間、階層間の情報格差の解消、農山漁村の住民所得創出により地域活性化を目標とした情報化村政策、いわゆるユビキタスビレッジの実現を目指し、実証実験が行われております。

このように、国、県ともにICTを活用した地域づくり事業に関しましては、モデル事業の実施の段階であり、現段階では個別事業を対象とした補助事業メニューは、モデル事業の検証経過を待って構築されるとの情報をご得おるところでございます。

次に、3番目の町内に2カ所程度、漁業集落、農業集落に特別地区を設けて全国に太良町の特産物をPRして町の活性化を図る考えはないかについてお答えいたします。

町内に地区やグループを事業主体としたポータルサイトの立ち上げなど、ICTの利活用が有効な具体的な事業等の計画がありましたら、国、県のICT利活用事業の対象事業とし

て要望していただきたいと考えておりますが、先ほど述べましたとおりに、国、県ともにICTを利活用した地域づくり事業の補助事業等に関しましては、モデル事業の検証経過を待って構築されるとの情報を得ておるところでございます。しかしながら、町民の方がみずからの地区を、みずからの知恵と汗で地域づくりを行っていただく事業につきましては、町といたしましても地域の活性化策として支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○教育長（陣内碩恭君）

3点目のICT情報通信技術の利活用についての2番目、学校教育におけるICTの活用状況及び効果についてお答えをいたします。

太良町での学校施設におけるICT化につきましては、平成21年度の学校ICT環境整備事業及び電子黒板を活用した教育に関する調査研究委託事業によりまして、町内全小・中学校に対して電子黒板やパソコン、液晶テレビなどを導入し、児童・生徒の情報教育の充実を図ったところでございます。学校ICT環境整備事業の補助率は2分の1で、補助裏に地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当しております。また、電子黒板を活用した教育に関する調査研究委託事業は、国からの委託事業で地元負担はございません。

太良町での活用状況でございますが、電子黒板につきましては、視覚、聴覚から物事を理解しようとする現在の子供たちには大変有効なアイテムと考えております。導入以来、町内小・中学校全校で頻繁にICTを活用した授業の公開や研修会が行われ、学習指導方法の工夫改善がなされているところですが、児童・生徒についても、音声やわかりやすい映像を活用することにより学習意欲を高め、学力向上が期待できるものでございます。

また、黒板への板書や教材の作成などの教職員の負担軽減や、あるいは健康管理の面からチョークの粉じんによる人体への影響がなくなることも大きな効果ととらえております。

以上です。

○4番（坂口久信君）

1点目については、まだまだモデル事業しかないということでございますけれども、今後、例えば、今県下で富士町がやっておりますけど、これは1カ所ぐらいしかできないのか、例えば、全国で幾らと決まっておるのか、その辺について担当課お願いします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

現在、佐賀市富士町で行われております情報化ビレッジ形成プロジェクト事業については、これは国のモデル事業ではございませんで、県の単独事業でございます。事業の構築に当たっては、国のほうにモデル事業として要望がなされたという経緯を伺っておりますけれども、国のモデル事業には該当せず、県の単独事業ということで佐賀県で唯一行われているモデル

事業でございます。

以上でございます。

○4番（坂口久信君）

県で一つしかないということで、例えば、今富士町1カ所でございますけれども、太良町が手を挙げた場合、その枠あたりがあるのかないのかですね。何かいい方法、私はこの問題を早くせんばいかんなど思いよったんですけれども、先駆けて富士町がぽんと新聞に載ったもんですから、あいたやられたなど思っております、ぜひこういう事業に太良町ものせていていただきたいと思って、質問する前に載ったもんですから、それは1カ所ぐらいしかできんのかどうかですね。富士町だけなのか、ほかの市町村にもあるのかないのか、まずそこをお願いいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

現在、富士町で行われております情報化ビレッジ形成プロジェクト事業につきましては、21年度から23年度までのモデル事業ということで県の単独事業で行われております。先ほど申し上げましたように、国のモデル事業に該当しなかったということで、県が経済危機対策事業とふるさと雇用の事業をマッチングしまして、県も、先ほど町長から答弁をいたしましたように、さがICTビジョン2008でそういうICTを使った事業を進めていくということで計画をされておりますので、富士町を最初のモデルとして事業を構築されたということでございます。

今後のモデル事業をほかの市町村に広げられないかという御質問だと思いますけれども、国と県に確認をいたしましたところ、地域づくりに関してのICTを使った事業等、補助事業、あるいは交付金等につきましては、現在、国のほうで情報化ビレッジ村の政策を韓国にならって進めるべく今検討をしているという回答を国からいただいております。それで、県の意向といたしましては、今現在行っております富士町の分が21、22、23年度の事業でありますので、その事業はモデル事業でございますので、それを十分検証して、その成果を見てほかの市町村に広げてまいりたいというふうな意向を持っておられるとお聞きしております。

以上でございます。

○4番（坂口久信君）

それでは、一応3年たたんぎと、ちょっと言えば、あとの事業あたりをするかせんかということとはわからないということで考えてよかですかね。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

ICTを使った地域活性化事業については、21、22、23年度のモデル事業の検証を受けて、事業を構築したいということでございますので、国、県の補助等の事業は、端的には今ござ

いません。そういう結論でございます。

以上でございます。

○4番（坂口久信君）

それでは、地域活性化事業についてはそういうものはないと。例えば、町でほかの部分でいろんなインターネットを使った証明書とか、町の中でそういう事業、例えば、インターネットとか、いろんな税金の交付とか、証明書の発行とか、そっちのほうの部分については、まだそういう国、県の補助があるのかですよ。私の関心は、農漁村のそういう活性化が本来の目的ではありますけれども、例えば、町のいろんなシステムあたりのインターネット化については、国、県のそういう事業があるのか、ないのか。——意味わかっかにか、わからん。まいっちょ言おうか……。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

町の行政事務につきましてのICT化と申しますか、町の電子化につきましては、ずっと単独事業でやっております、町の中のシステム改修について特に補助事業等があるかといいますと、特にございません。今現在、国が示しておる事業については、各市町村間、あるいは市と県との連携をするようなシステム構築及び実証実験についてはモデル事業として補助メニューがあるということでございます。各単独の市町村内のICT化については、特にメニューということの情報は得ておりません。

以上でございます。

○4番（坂口久信君）

2点目に入ります。

学校のICT化の導入によって、先ほど教育長はその成果は十分上がっているというふうなことでございますし、それなりの多分、学校内で町内4校、いろんな工夫をしながら、太良高校まで含めて教育がなされているというふうに思っておりますけれども、まだまだ、多分道半ばじゃなかかなという気もいたしております。今後、どこまでICT化を進めていこうと思っておられるのか。韓国あたりでは、全国ともつながって、いろんな学校の職員あたりがいろんなところから、例えば、東京の学校の教員の人が太良町の生徒に教えるとか、いろんな工夫をしながら、能力の格差ですね、その是正をされて、その効果を上げておられるわけですが、例えば、県内だけでもそういう交流が今現在あっているのかどうか、ぜひそういうところの交流があって、いろんな先生からいろんな勉強を、教育をされるということが、子供にとって非常にいいことであると思っておりますので、その辺までなされているのかどうか。そして、どこまで今のこの活用してレベルアップさせようと考えておられるのか、教育長に答弁をお願いします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

議会の皆さん方の大変な御協力で、よその市町にはないようなICT関係の事業整備をさせてもらっているところでございます。ICTの環境整備と申しておりますけれども、いろいろございますけれども、今回したものには、パソコンを102台、新規購入を小学校にいたしております。これが1つ大きな事業でございました。それから、電子黒板を多良小・中学校、大浦小学校に4台ずつ配置し、大浦中学校には3台と、加えて文科省の電子黒板調査研究校に指定されましたことに伴いまして、7台を加えて10台を配置したところでございます。

この電子黒板なんですけれども、我々がなぜ電子黒板を導入しましたかといいますと、電子黒板というのは大変なすぐれものでございまして、パソコンと接続いたしまして、教育ソフトや多様な教育素材を簡単に表示ができます。それから、それだけじゃございませんで、ペンでの書き込みも自由にできます。ですから、子供たちの学習意欲の喚起ということに非常に大きな力になると思っております。それから、生徒のノートをぼっと表示をいたしまして、それを手がかりにして学び合い学習ということもできるわけで、主体的な学習ということについてもこの電子黒板というのは大変有効ではないかなというふうに考えているところでございまして、電子黒板を通じて指導法の改善をしようということでございます。とにかく授業革命だというふうなつもりでこれに取り組んでおりまして、去る8月18日に太良町全職員研修会というものを持ちました。これ2回目になるんですけれども、岡陽子先生のお話を聞いた上で、その後、小中教科部会というもの、小・中学校全教科に分かれて研究会をやったんですが、太良町では既にそのところで各教科とも自分は電子黒板を活用してこういう授業を展開していますよという、そういう実践事例を持ち寄ってけんけんがくがく話がされておりました。実は岡先生も大変びっくりしておられましたけれども、そこまで進んできたかなという気持ちでおります。

それから、もう1つの面では、実は目立っておりませんが、教育総合ソフトというものを今回導入させていただいております。これはいろんな機能がございまして、その中に履歴ドリルというものが入っています。これはどんなものかといいますと、教科別、あるいは学年別、単元別に問題が設定をされておまして、ヒント、解説などを手がかりにして自分で問題解決を図っていくという、そういうソフトでございまして。早速、土曜学習会でこれを使わせておりますけれども、非常に子供たちが真剣に、夏休みはだらっとするような時期なんですけれども、子供たちは出てきて、それに向かってこつこつと集中して勉強しておる姿を見まして、これは有効にできるんじゃないかなというふうに大変楽しみにしているところでございます。言ってみれば、児童・生徒の学習に役立つ、それだけじゃなくて先生の指導に役立つ、そういうものでございまして、学校の授業にも使える、それから、補習授業なんかにも使える、集団にも使えるし、個別にも使える、家庭学習でも使える、そういうすぐれものでございまして、土曜学習会の参加者だけじゃなくて、すべての小学生、中

学生に全部これ履歴ドリルを使わせていきたいなど、そのことによって学力向上を図ってきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

それからもう1つ、太良町の特色と申しますのは、ICT支援員というものを各学校に1名ずつ派遣をしております。ですから、例えば学校訪問のときに、大浦中学校あたりではすべての教室で電子黒板を使った授業を展開してもらったんですね。本当に珍しいと思うんですけども、そうすると、ICTの支援員の方がずっとついておられるんですね。ですから、何かトラブルが発生したときにはそのICTの支援員さんがすぐ出てきてこの操作を手伝ってくれる、あるいは授業の準備、あるいは授業の教材をつくるのにお手伝いをするというようなことで、このICTの支援員さんは先生方に大変貢献しておられまして、これが一つの特色。どんな電子黒板を導入いたしましても、操作をする人間が操作ができなければ何にもならないわけですので、そういう意味で、このICT支援員さんを各学校に1名ずつ配置しているということは大変有効なことではないかなというふうに思っているところであります。

続きまして、校務のデジタル化推進事業というものに今取り組もうとしております。これは今からなんですけれども、職員の意思疎通を図って業務を簡素化して子供に向き合う時間を確保しようと、そういうふうな事業を展開しようとしておりますので、まだまだおっしゃるとおりに道半ばではございますけれども、これに私ども児童・生徒の人間力形成というものについて大きな期待を寄せているところでございますので、せっかくのICTでございまして、十分活用していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○4番（坂口久信君）

これはICTを教育に導入したということで、いろいろな学力向上とかなんとか、教育長はいい面ばかり上げられましたけれども、いい方向に活用していただければと思っておりますし、余り活用して頭でっかちになって、心の教育も忘れないように、そこのほうも十分注意をされて、どうしてもまだ何というか、心の教育あたりがまだまだですね、勉強ばかりに集中してそっちのほうに頭がいて、学力はできたけれども、人間的にできていないというような状況もございますので、その辺に力を入れていただければと思っております。

続きまして、3点目について質問をいたします。

今回、漁業集落、農業集落あたりにこういうICTを使った特区をできないかというようなことでお話をしましたけれども、県からモデル事業等、国あたりもないという状況の中でございますので、簡単にいかないかなというふうに思っておりますけれども、今回、聞くところによりますと、中尾分校の利活用というようなことで、昆虫ビジネス事業というようなことを中尾のほうでされているというふうにお聞きしておりますけれども、例えば、今立ち上がったような事業にICTを使った事業を組み込んでいけば、一つぐらひは太良町でも中山間あたりの地区にですね、そういう情報発信地あたりを持っていけば、うまくリンクす

れば、中尾分校の利活用も今されておるとは思いますけれども、そこあたりに、例えばパソコンあたりを持ってきて、その地区の高齢者の人を含めてインターネットの事業あたりをしてそういう活力をつける場所を1カ所ぐらいはつくってもいいんじゃないかと思えますけれども、そう大してむちゃくちゃな、もう現在立ち上がっておりますので、そして金額的にもそうかからないような状況でもあつげんですよ、そこあたりを町が盛り上げてしていただければ、そこから1カ所でもできるんじゃないかという考えを持っておりますので、この辺については、ぜひ力を入れていただきたいと思えますけれども、県ができんとなら、太良町独自でもどうにか知恵を絞って、予算あたりも工夫しながら、そういう特区を太良町モデルというような格好でできたらやっていただければ、少しは町内の高齢者の皆さんたちも希望がわくんじゃないかなというふうな考えを持っておりますけれども、どうでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

先ほど議員から御指摘いただきました中尾分校の跡地の利用におけるカブトムシ関係の事業ということでございますが、その件につきましては、私のほうも情報を若干いただいております。その事業については、ふるさと雇用再生基金事業のプラスまちづくり事業ということで、社会福祉協議会に委託をしております事業の中から出たアイデアということで、自主的に研究あるいは調査等を行っていただいておりますというふうにお聞きしております。その分について行政としての支援等についてはできないかという御質問だと思いますが、今現在いただいている情報から考えますと、最終的に事業主体がどういう形になるのかということをお聞きしたいというふうに思っているところでございます。それで、ICTを使ったそういう事業の展開につきましては、先ほどお話ししましたように、国、県の補助事業はございませんので、現在のところですね、将来は検討されておるというところでございます。

今現在、太良町でどういう支援ができるかということでございますので、そういう事業主体の立ち上げ等を正式に待つのももちろんなんですが、町としてICTを現実的に使った事業ということ想定すると、多分、地域のポータルサイト等を立ち上げられて、それで販売等を行われるのかなというふうに想像しております。そういうことについては、特に今町の単独の補助事業等のメニューはございませんが、以前、太良町でも行っておりました地域づくりの事業補助金という制度もございますので、そういうのもこういう事業に使われないかということを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（坂口久信君）

担当課を含めて、前向きな答弁をいただいておりますけれども、この中尾分校あたりの利活用の事業ですね、何というかな、ぴしゃっとした組織をつくって、そして目に見えるような販売、これはカブトムシの販売だけですけれども、せっかく立ち上げられてもったいない

後、いろんな面でいい方向に対応していただければありがたいと思います。

終わります。

○副議長（下平力人君）

質問が終わりましたので、議長と交代いたします。皆さん方、御協力ありがとうございました。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（坂口久信君）

それでは、議長席に戻りまして、引き続き一般質問を進めます。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

2番通告者所賀君、質問を許可します。

○1番（所賀 廣君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして質問をいたしたいと思います。

質問内容につきましては、企業誘致についてでございます。

この件に対しましては、過去、一般質問なり全協の場なりで幾度となく企業誘致に関して質問があったと思いますが、今現在、この企業誘致に関しまして町長自身どのように考えておられるのかをお尋ねいたしたいと思います。

2点目ですが、重要な部分になると思います。企業誘致を考えたときに、一番ポイントになるのが交通アクセスがかなり重要な部分を占めると思います。これを基本として考えましたときに、我が太良町は、条件的に見まして今現在ではどうしてもマイナス要因といえますか、大きい部分があると考えられます。刑務所や社会復帰促進センターなどは、ある程度その考え方が緩和されるといいますか、厳しく追求される面がやわらぐのではないかというふうに考えます。ある程度その考え方に緩和されるとしましたときに、このような施設の企業誘致をPFIの方式と考えあわせて前向きに検討してみてもよいと思うわけではありますが、この件についてどう思われるのかをお尋ねいたしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

所賀議員の質問の1点目、今後の企業誘致に対する考え方について、将来どのように進めていく考えかについてお答えいたします。

企業誘致は、雇用の拡大や地元への経済波及効果が期待され、地域住民の所得向上や若者の定住促進など地域活性化の有効な手法として、全国の多くの市町村が工場団地造成などに

よる用地確保、補助金や税制優遇措置などの助成制度の創設により企業誘致の取り組みを行っておるところでございます。

しかしながら、「自治体における企業誘致に関する実態調査」によれば、市町村の約40%が「企業誘致に積極的に取り組んでいる」と回答しているものの、「企業立地が順調に進んでいる」と回答した市町村は18.5%で、ほぼ8割の市町村が「企業誘致が思うように進んでいない」、あるいは「全く進んでいない」と回答をしております。思うように企業立地が進まない理由として、企業を誘致する側の自治体と工場等を立地する企業との間に、工場等の立地条件において考え方の相違点があることが「自治体における企業誘致に関する実態調査」並びに「工場立地動向調査」により明らかになっております。

自治体の企業誘致のセールスポイントの上位5つは、「高速道路が充実している」、「一般道路が充実している」、「労働力の確保が容易」、「助成措置が充実している」、「税制面などの優遇措置の充実」となっております。

一方、企業が工場等の立地条件として挙げている上位5つは、「本社・他の自社工場に近しいこと」、「関連企業に近いこと」、「工場団地であること」、「地価が安いこと」、「市場へ近いこと」となっております。

企業が挙げる立地先選定の条件と自治体が誘致する地域の強みと考えている要件のトップは、企業、自治体ともに交通アクセスの容易さでございます。また、自治体の約7割が補助金や税制優遇などの助成制度を企業誘致の強みと考えているのに対し、立地先選定の条件として助成制度を重視しているとした企業は1割に満たないとの調査結果が報告されておるところでございます。

現在の景気動向の中で、企業は本社・他の自社工場、関連企業の近くで、市場にも近く、安価な工場団地を工場等の立地地点、選定理由の上位に上げており、この要件を満たす市町村は限られており、「誘致活動に余り積極的に取り組んでいない・全く取り組んでいない」市町村も48.7%に上がっております。

補助金や税制優遇措置などの助成制度が企業立地の大きな要件とはならず、市場等への交通アクセスの容易な工場団地が企業誘致の重要な要件であることから、所賀議員御指摘のとおり、太良町の地理的条件を考察すれば、立地環境では他市町村との優位性では劣っているということは否めない事実でございます。

企業誘致の手順といたしましては、用地の選定、用地の確保、用地の造成、取りつけ道路の整備、工業用水の確保、助成制度の創設が一般的な順序と言われており、太良町が事前に用地確保を行い、工場団地造成、道路整備、用水確保等を行なうことは経済的にもリスクが大きく、企業誘致は太良町にとってハードルが高いものと言わざるを得ません。

質問の2点目、刑務所や社会復帰促進センターの誘致をPFI方式と合わせて検討してみてもどうかということでございますけれども、現在、国内には58の刑務所と4つの社会復帰

促進センターが設置をされております。

法務省では、近年の犯罪者の増加による刑務所の過剰収容の改善と経費削減を図るため、民間の資金やノウハウを活用して行なうPFI方式による刑務所の設置を計画し、平成19年度に我が国初の社会復帰促進センターを山口県美祢市に建設し、その後、兵庫県加古川市、栃木県さくら市、島根県浜田市に設置をいたしております。施設の設置、受刑者の転入、職員の定住などによる税収増と、地域への経済効果などを見込んでの50近く自治体が候補地として手を挙げましたが、最終的には30万平方メートル以上の用地が準備され、造成が不要で、上下水道等が整備済み拡張用地がある、300床以上の総合病院が30分以内にある、地域の同意があることなどの条件をクリアした候補地に決定されておるところでございます。

設置された2カ所の用地は売れ残りの工場団地であり、残りの2カ所は刑務所、少年院跡地であることから、企業誘致にしろ、刑務所や社会復帰促進センターの誘致にしろ、いずれにしても用地の確保が最優先で、誘致合戦のスタートに立つためには、どうしてもリスクを負っての先行投資が必要となります。

誘致に必要な条件を満たす用地確保、造成、関連施設整備などは多額になる上、この結果については不確定要素も多く、多額な先行投資は太良町の財政規模では厳しいものと考えております。

しかしながら、企業誘致は、雇用確保、若者定住、税収増など、町づくりを考える上で有効な手法の一つでありますので、景気の動向、産業構造の変化等を注視しながら、また、県企業立地課に助言、指導を受けながら、企業誘致に関連する情報の収集には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（所賀 廣君）

企業誘致と簡単に言いますが、いろんな企業があると思います。特に製造工程、あるいは加工工程、熱処理工程などを伴う企業に関しましては、当然それに伴った運搬業、運送業などスピードを要求される部分がいっぱいあると思いますが、どうしてもやっぱり交通アクセスというものがネックになるとすれば当然避けられないわけですが、先ほどの言葉どおり、この高速道路に直結をした道路網の整備を太良町だけで考えるのは到底不可能なことだと思います。鹿島市と一体となりながら、一刻も早くこの道路網の整備を進めていく必要があると思いますが、この件についてはどうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

この件につきましては、平成元年度に鹿島市が事務局になりまして、有明海沿岸道路・佐賀県南西自動車道建設促進期成会、この件につきましては2市2町ですか、自治体にしまして、鹿島市、嬉野市、白石町、太良町というふうな期成会と、もう1つは、有明海沿岸道路の西部地区建設促進期成会、これは平成13年度に諫早市、鹿島市、太良町の3市町で首長、

議長等で構成を行なって期成会を立ち上げておるところでございますけれども、これは毎年こういうふうな有明海沿岸道路とか、あるいは佐賀県南西自動車道イコールの498号の改良等々お願いしておりますけれども、まだ計画段階には至っていないというふうなことでございます。今後とも鹿島市も市長がかわられて、また新たに再度強く県、国とも要望していきたいと、かように思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（所賀 廣君）

この道路網に関しましては、先ほど町長言われましたとおり、鹿島市の市長もおかわりになって新たなスタートを切っておられるわけですので、話をどんどん進めていただくように強く要請したいと思います。我々の太良町では当然、合併を断念して単独で行政運営をやる道を選んだわけですが、将来においては、最近、「地方分権」という言葉を余り耳にしなくなりまして、「地域主権」という言葉をよく耳にするわけですが、この地域主権、ひいては道州制に進んでいくように思います。そうなったときに、この地域、地域に強い自主性と体力が求められてくると思います。そのときに地元の人たちが働く場所を一刻も早くといいますか、早く確保する何らかの方策、方針を考えながら、立てながら具体化していくことが重要なポイントになると思いますが、この件に関して町長どう思われますか。

○町長（岩島正昭君）

今、民主党に政権がかわりまして、地域主権というようなことで再三、県内選出の原口議員も総務省の大臣としてなされておりますけれども、まず、道州制も水面下では都市部のほうでは6団体等々で進んでいる状況でございます。今、太良町は民意を尊重しまして単独で運営していくということで町民の皆さんが決定しておりますけれども、どうしても将来的には幹線道路は当然必要ですよ。交通のアクセス等々が立地条件の一番でございますから、これは今後大いに国、県とも要望をしていかにやいかんと思っておりますけれども、それを待っている企業誘致はまだ来ませんから、とりあえずは、私が常日ごろから申し上げておるとおりに、6次産業時代で生産、加工、販売、いわゆるさっきの坂口議長の質問等もございましたけれども、そこら付近を農業等との法人化をまず組織をしていただいて、生産、加工、販売等々を極力とりあえずは奨励をしたいと。そこに雇用が5名でも10名でもいいと、そういうふうなことで法人化組織をして皆さんたちが立ち上げてもらって、そのうちには道路等も何とか高速道路等とつなげてもらいたいというふうに思っております。

もう1つ、再三、企業誘致につきましては、多くの議員さんたちから質問を受けておりますけれども、よその市町村等々を見ますと、さっきの答弁でも言いましたけど、工場団地ということで何十町というような敷地を計画しております。太良町の立地条件を見ただけならば平坦地が少ないわけですね。だから、どうしても大手の企業を大規模で30町、あるいは10町等々の工場団地を造成して、その悪水がどうなるかということで太良町は飲料水

を地下水に頼っておりますから、そこら付近も何とかもし企業が来た場合に、後の対策はどうか、そういうふうな企業等とも、その企業の内容等もございませうけれども、埋立地等々がたくさんあれば企業もどんどん誘致もしていいなというふうなことでまずは冒頭申しましたとおりに、農業の法人化等々を、そこら付近を政策の対象としていきたいとまずは思っております。

以上でございます。

○1番（所賀 廣君）

町長の言葉の中に確かに広大な敷地が必要、あるいは水処理の問題等々を言われておりますが、どうしてもこだわるといふか、一つの考え方として、ある意味、社会復帰促進センターあたりの誘致を考えてみたらどうかというふうにやっぱり思います。施設におきましては当然、製造、あるいはさっき申しました加工とか、そういったことは発生しないわけですし、環境等も考えたときに、さほど交通アクセスにこだわる施設ではないだろうというふうな考え方も含めたときに、特に山口県美祢市の促進センターの例ですけど、こんなふうに書いてあるわけですね。赤外線保安機能の導入によって、脱獄者に考慮したことだと思いますけど、堀や鉄格子のない刑務所だと。また、農園芸技術者の育成だとか、あるいは高度なパソコン技術の習得などが実施されておる。食材や物資は地元で調達をする。地元の雇用の増大に貢献している。こういったことが実施されていることを聞きますと、どうしても太良町の1次産業のミカンなり海産物なりを当然地元の物資として納入をして、地元の人たちが働ける場が1人でも2人でもといますか、雇用の面につながっていけば理想ですけど、非常にいいことではないかというふうに考えるわけです。当然広大な敷地、あるいは水等々を考えることも必要でしょうけど、何とか町有地を提供してどうにかならないか、民間の方、当然景気がいい場合のPFIだと思いますけど、やってみる価値がないわけじゃないだろうというふうに思いますが、再度その辺の気持ちをお尋ねしたいと思っております。

○町長（岩島正昭君）

刑務所等の誘致につきましては、ここにおられる議員何名か御存じだと思いますけれども、以前そういうふうな一般質問でもございました。まず、そういうふうな刑務所の誘致の施設をつくった場合に、その周辺の集落が果たして同意をできるかと、いろんな議論がございました。最終的には、誘致の活動には至らなかったわけでございますけれども、確かに議員おっしゃるとおりに、そういうふうな誘致をすれば当然人口もふえます。地場産品の食材も使っていただけます。それはありがたいことですけど、この件につきましては、まず慎重に住民の皆さんたちの御理解を得られれば区長会等々でお話をしながら、ここで私がそういうふうなことを、刑務所誘致をやりますというふうなことは差し控えさせていただいて、徐々にそこら付近についてはお話をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（所賀 廣君）

この受刑者ですけど、当然、事件等々は減りながらも、その収容する施設といいますか、収監地といいますか、そういった部屋数は足りないということが、どうも何か余り納得できないところではありますけど、この復帰センターに関して軽犯罪者の支援といいますか、そういった更正施設といいますか、重罪じゃない方を収監する施設と考えたときに、環境といいますか、やっぱり刑務所にお見えいただく方々によっても随分周辺の方に対する迷惑等もある意味考えられると思いますけど、軽犯罪者更正施設となれば、またその辺幾らか考え方が変わってくるのではないかというふうに思うわけですね。どれだけ広大な施設が要するのか、まだ私もしっかりわかりませんが、佐賀県内にもそういった収容施設が不足しているというふうな現実があるとすれば、小さい施設から考えるというふうな方法もあるでしょうから、ぜひ前向きにその辺考えていただきたいと思うわけですが、町長いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

後段の更正施設につきましては、議員おっしゃるとおりでございますから、そういうふうな打診、あるいは勧誘等々がございましたら、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

○1番（所賀 廣君）

それから、このPFIですけど、民間の資金を活用する、民間のノウハウを活用するとあります。民間といたしましても、かなり大きなお金が必要になるわけですので、町のインターネットなり公募なりを利用して大きい企業が来ていただいて、そういった施設をじゃつくてあげようかというふうに考えていただければ非常に幸いに思うわけですけど、このPFIというふうな意味に関してどうでしょう、公募あたりを考えるとというのはいい方法だと思いますけど、総務課長いかがですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

社会復帰促進センターにおけるPFI方式という御質問だと思います。

御存じのとおり、PFI方式については、民間の資金や経営技術を活用して公共施設などの建設、維持管理、運営などを行なう手法ということで定義をされております。それで、社会復帰促進センターにおけるPFI導入ということにつきましては、社会復帰促進センターの建設主体であります国、法務省が事業主体でございますので、事業主体がPFI方式を採用するということでございます。ですから、仮に太良町がそれを誘致してPFI方式ということをお太良町が言い出す部分じゃなくて、国がPFI方式を使って事業主体としてそういう建設、あるいは管理をするという方式でございます。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○1番（所賀 廣君）

この辺の流れをつくるためには、福岡の矯正局あたりが多分窓口になって法務省のほうに上がっていくと思いますので、その辺のところをもう1回流れと資金調達の面とかもろもろ具体的な面を1回きれいに調べ上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

現在のところ法務省が新たな社会復帰促進センターの建設計画等については、国の予算等見ましても、今現在4つありますセンターの維持管理等、あるいは改善等は来年度の予算等も計上されておりますけれども、新しい社会復帰促進センターの建設自体については、内部的に検討されているかどうか情報収集しておりませんが、外部的には新しい建設計画は今のところ表に出てきていないというのが状況でございます。その辺の、しかし、現在でも石川県の七尾市ですかね、そういうところも実際要望活動をされておるといことでお聞きしておりますので、そういう事務手続等については研究をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○1番（所賀 廣君）

恐らく刻一刻とといいますか、年度、年度ぐらいで国の方針も変わるとは思いますけど、その辺の情報をいち早くキャッチしていただいて、手を挙げんことにはまず始めらんとしますので、その辺の情報収集に努めていただいて、ひいては太良町の観光とまではいなくても、少なくともこの太良町に人間がふえることは間違いないわけですので、そういった意味も含めながら今後大いに情報収集に努めながら前向きに検討していただきたいと思いますが、もう1回答弁をお願いします。

○副町長（永淵孝幸君）

私が企業誘致のことでちょっと町長をさておいて言わせてもらうのは何かと思いますけれども、町長からふだんいつも言われておるのは、やはり先ほど何回も町長も言うておりますように、工場団地まで造成してはかなりリスクが大きいからできないと。ただ、やはり町内にあられる既存の業者の育成とか、それから新たな加工関係の協議会あたりをつくって何かやろうかという、そういうグループの発掘について、町はやはり育成していく必要があるんじゃないかと。そして、その中でやはり太良町にあるこういった1次産業、農林水産物、海産物を含めて加工品の開発に向けて、そして、それをやはり一つの太良町の特産品としながら育成をしていくと、そして雇用もそこに生まれていくというふうなことで、よく会合に町長のかわりに行くときは、そういったことをよく話してきてという、例えば、町内の有志会というグループの方にも呼んでいただきますけれども、その中でも皆さん方が新たに何かまたさらに雇用を生むようなことを考えていただいて協力していただけないでしょうかというふうなことまでお願いをしてきておるところでございます。

それから、先ほど中尾分校の話も出てきておりましたけれども、そういった施設が利用で

きるものがあれば、そういったところで町内の農産物、畜産物、海産物含めて加工品の工場とか、そういった開発に向けての事業にも地域の方が利用していただければ、また新たなそこに太良町の特産品が生まれてくるのではないかと。そして、雇用も生まれるといったことで常日ごろからそういったことを重点的に、企業は誘致するのは厳しいだろうから、そういうことをお願いするようというふうなことで言われておりますし、今後もやはりそういうふうなことで対応していかんといかんじゃないかなというふうなことも考えております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

本当に力強い答弁だったと思います。先ほども申しましたように、地域主権、地域それぞれでやりなさいというふうな時代になったときに、我々太良町ではもう1万人を割ろうかというふうになるわけですので、なるべく人口の増加に努めながら、体力をつけながら強い太良町にしていく必要が当然あると思いますので、ぜひ積極的にこういった建設問題に関しては観光等も含めながら頑張っていただきたいというふうに思います。

私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

3番通告者下平君、質問を許可します。

○11番（下平力人君）

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。単純な質問になりますけど、よろしく願いいたします。

老人センター跡地利用について。

親しみのあった老人センターも老朽化で解体され、現在は駐車場として使っているが、今まで同様駐車場として活用できるのかどうかということでございます。

○町長（岩島正昭君）

下平議員の質問にお答えをいたします。

1点目の老人センター跡地利用についてであります。老人センターについては本年1月に解体工事と跡地の整備が終了し、現在は、御存じのとおり更地となっておりますのでございます。

跡地の利用につきましては、以前、議会の中で1年ぐらいかけて考えてみたいと答弁をしておりますが、現時点での私の考え方といたしましては、できれば太良嶽神社に購入していただき、適当な用途に使用していただくのが一番いいのではないかと考えておるところでございます。それができないということになりますと、当分の間は油津児童遊園地の駐車場として活用するのが一番いいのではないかと考えております。

議員御質問のように、既に駐車場として認識され、利用されている方がいらっしゃるかもしれませんが、町といたしましては、正式に駐車場にすると決定しているわけではありませ

るので、御了解いただければ幸いです。

以上でございます。

○11番（下平力人君）

ただいま町長の答弁にございましたように、まだ駐車場として決定したものじゃないと。しかしながら、公有地を見ましたときに、いわゆる縛りといいましょうか、制限がない、終日駐車をしていただれにも何も言われぬという箇所が非常に少ないわけです、太良町においてですね。ですから、1カ所ぐらいはそういうふうなところをつくっていただいて、将来的に、場合によっては先ほど来質問があつておつたように観光の新しいスポットとしてなるんじゃないかというふうにも思いますし、また、日本古来から神社仏閣というものは非常に安心の場、そして、いやしの場として来られたわけにございまして、これも場合によっては近い将来、これは決定ではございませぬでしょうけれども、神社同士が、維持管理が大変になってくるということで、合併ということもささやかれております。そうなつたときに、やはり駐車場というのがメインになってくるんじゃないかというふうに思いますし、もう1つは、ここで町長今おっしゃるやうにまだ決めていないということでございませぬけれども、今の財政状況の中では、財政確保という面ではどうしても金になさにかいけぬというトップとしての考えもございませぬけれども、やはり方向性、ここは当初からこうするんだということを決めれば、いわゆる担当の皆さん方も、よし、じゃ、これに肉づけをしながらできるんじゃないか、安心してその目的の方向にやっつけていけるんじゃないかというふうに思いますけれども、そういう点でもう1回答弁願いたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

答弁をいたしましたとおり、神社仏閣独自の駐車場じゃないんですよと。あの周辺一帯の油津遊園地、あそこに遊園地がございませぬ。あそこ一帯の遊園地の駐車場として利用をしていただきたいという解釈です。当分の間ということですね、そういうことで考えております。

そのうちにいろいろな要望といひますか、そういうふうな買収等々のお話もございましたら、また、その都度考えてみたいと思いますけれども、なかなか皆さんたち御存じのとおり、すぐ横に神社があるという関係で、どうしても神社等の敷地の横には民間の皆さんがそこに土地を購入ということは当然予測はできぬと思いますから、当分の間はそういうふうなことで油津遊園地の駐車場として考えております、目的はですね。

以上でございます。

○11番（下平力人君）

今、町長のほうから答弁をいただいたわけにございませぬけれども、私は先ほど申し上げますやうに、公園的な駐車場も構わぬと。そうすることによって今の油津児童館近辺がある程度遊具もまだ残つておりますし、利用も十分だと、活用できるというふうに思います。で

すから、新たに遊園地をつくるということじゃなくて、そこまで利用価値を、価値観を広めていくということであるとすれば、町長、神社の横の駐車場専用ということじゃなくてもいいんじゃないかと私は思いますから、幅広い利用度、先ほど申したように観光のスポットとしても使えると。太良には太良嶽神社があるんだと。いわゆる地元はみんな理解しておるんですが、よその人は太良嶽神社ってあろうかと、全くそこら辺の認知というのはわかってないというふうに思いますから、そこら辺まで含めてやっぱり町長、この一角は駐車場に残すんだという強い英断を持って方向性を決めていただければ皆さん方も賛同されるんじゃないかとというふうに思いますけど、いかがでございましょうか。

○町長（岩島正昭君）

太良嶽神社、私が再三言っておりますとおり、専用駐車場じゃないんですよ。だから、あそこを町民の皆さんが大いに使っていただくということで、全体は太良嶽神社専用の駐車場はないということを改めて強く言っているわけですが、それは町民皆さんがあそこを利用していただくという考えで、名目上、油津児童遊園地の駐車場という形で町の駐車場で当分の間使っていただくというふうな趣旨を申し上げているところでございます。

○11番（下平力人君）

町長、当分の間ということじゃなくて、もうここはいわゆるこれからずっと駐車場として使うんだと。そして、いろんな利用方法はあると思います。イベントでありますとかなんとかですね。そういうのも含めて活性化の一端になればなど、私はこういうふうに思うわけです。ですから、今の広場をやっぱり駐車場らしくし、そしてまたトイレ等もつくっていただければ、当然そこには先ほどから言うように観光客等も来るし、そして太良町のイメージといいましょうか、やっぱり太良町民は神にささげる気持ちは100%あると。今は何か殺人とかなんとか——余談になりますけれども——あるのは、頼れない、どこに頼ればいいのかということから、そういう殺人でありますとかあっておるといって一評論家は言われておりますから、そういうところをここに来れば安心だという場所をぜひそこはつくっていただきたいと、腹を決めていただきたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

答弁要りますか。（「最後、お願いします」と呼ぶ者あり）

○町長（岩島正昭君）

これは、私が何でもこういうふうに神社仏閣をこだわるかということ、もう既に皆さんたちも御存じのとおり、もろもろあったですね。神社仏閣に無償で町有地を貸しておるとか、いろいろ皆さんたちそれはもう御存じのとおりですよ。だから、それは限定しないで使ってもらえるのは結構ですよ。だから、あえてそういうふうなことを申し上げ、ストレートにとうとう言ってしまうんですけど、そこら付近があったもんだから、こだわって言うわけですが、そりゃもう当分の間というのは、5年も当分の間、10年も当分の間ですから、その時期

が来たらまた、当分の間というのは、その時期が来るまで駐車場として使用していただくという意味を言っているわけです。

以上です。

○11番（下平力人君）

続きまして、少子化対策について質問いたします。

(1)少子化対策は全国的な案件でもあり、決め手が見出せないまま月日だけが流れてしまっているような気がします。しかし、対策をあきらめることなく本町としてはさまざまな対応策に取り組んでこられたと思うが、少子化対策事業としての実績はどんなものか。

(2)保育料の減額について考えられないか、お尋ねをいたします。

○町長（岩島正昭君）

2点目の1番目、少子化対策事業としての実績についてであります。少子化対策の一環となる事業は複数の課において実施しております。

まず、町民福祉課では、チャイルドシート購入補助事業、乳幼児医療費助成事業、保育所運営委託事業、放課後事業健全育成事業などを実施しており、毎年約4億円に上る金額を投入いたしております。

健康増進課では、中学生以下の子供たちへのインフルエンザワクチン予防接種助成事業、乳幼児の歯科健診事業、若い母親への栄養教室、妊婦健診事業などを実施いたしております。

社会教育課では、放課後子ども教室推進事業を毎週月曜日と水曜日に実施をいたしております。

企画商工課では、定住人口の確保と増加を図るため、住宅新築等に定住促進奨励金を支給する制度を実施いたしております。

以上のようなさまざまな事業を実施しているわけですが、太良町の人口は毎年100人以上の減少が続いており、また出生数も減少傾向であります。それでも、これら各種事業の実施により人口の減少に一定の歯どめはかかっているのではないかと考えをいたしております。

2番目の保育料の減額について考えられないかという件でございますけれども、太良町においても、現在、国が定めている保育料よりも減額した保育料を設定しており、保護者の負担軽減を図っているところでございます。

ところで、太良町の7月時点での総園児数を近隣市の保育料徴収金額表に当てはめてみるという形で見てみると、近隣市の保育料との比較をしてみますと、7月一月当たりの太良町の保育料総額は、鹿島市より安くなるけれど、諫早市や嬉野市より高くなるという結果が出ております。保育料のさらなる減額を実施するかどうかにつきましては、今後、財政状況等を見ながら熟慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（下平力人君）

ただいま答弁いただきましたけれども、いわゆる子育て支援事業を各課で一生懸命続けていただいておりますということから、この結果として、いわゆる合計特殊出生率といいますか、こういうのも県に比べても18年あたりも、県では1.50、杵藤地区管内では1.66、そして町内においては2.10と、その成果というのは十分出ておりますし、皆さん方の各課の努力によってこうした結果を生んでおると、一町民として大変感謝申し上げたいというふうに思うわけでございます。

そういう中で、学校を卒業し、就業の場がないということから、若い人はどんどん都会に出ていくわけでございますけれども、その中でもこれだけのパーセントがあると、よそに比べてですね。みんな努力の成果というものがうかがえると私は思っております。

そこで、いわゆる今町長が言われたように、よそと比較をしたときに太良は大体場合によっては真ん中ぐらいであるということでございますけれども、この出生率はもちろん上がっておりますけれども、その中に階層がございますね。1階層から8階層までありますけれども、そういう中を見ても、やはり1子、2子、3子という中で負担が決められておるといってございますが、今の1子というのがやっぱり200人ぐらい太良町関係でいるわけですよ。3子は国の決まりもゼロでよろしいよということでございますけれども、これはやはり1子が200人、そして、その3分の1ぐらいが2子なんです。3子というのは、大体20人ぐらいということでございますから、そうなりますと、いわゆるかかわりがない人が多数なんです。ですから、言葉では3子になりますと保育料は要りませんよと掲げておっても、いわゆるそこに携わって直接影響があるという人は少ないわけですね。子供たち、保育園といいますが、これは将来の人材育成にもなるわけですから、ここを入り口を狭めて出口を広くしても余り影響というか、大きなそういう気持ちに、じゃ、3人産みましょうかということになるわけですが、それは不可能に近いんじゃないかと、今の状況ではですよ。少子化対策と言われてきて、もう10年以上になりますよね。少子・高齢化時代に入ってきますということになってからですね。ですから、そこら辺は10年前にわかっておったわけですよ。大体1.何%と、出生率がですね。そういう中で、2人で3人というのはまれにあるわけですから、そこら辺の検討を今後ぜひやっていただかないと、じゃ、2人産みましょうかとか、こういう思いは出てこないんじゃないかと、これが悪いということではないと、非常に気がかりなものですから、そういうのはどうだろうかと思うわけですが、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

議員のおっしゃるとおりに、1子についてはそれ相当の手当てがあると。2子、3子については保育園にすれば無料化ということでございますけれども、ただ、保育料一点だけに目を当てればそういうことでございますよ。ただ、2子、3子が重点的にそこら付近の手当てをしてやらんことには少子化対策はでけんということで、ほかに2子、3子、4子もあれば

そうでしょうけれども、そこら付近のそれなりのもう少し手当てを来年度あたりは少子化対策の一環として優遇措置をしていきたいなというふうには考えております。

ただ、今ここで何をやるということは申し上げませんが、新年度事業につきましては、そこら付近の少子化対策の一環として児童等々の手当て等については幅広くもう少し2子、3子については何か対策をしてやらんにゃいかんというふうに思っております。

以上です。

○11番（下平力人君）

それで、今、町長言われたように、ただ単に負担をするということじゃなくて、この子供たち、未来に対しての投資だというふうに思っただけであれば、これは町民の皆さん方も、いわゆる子供を持たない人たちも御理解をいただくのではなかろうかと。そこは町長、自信を持って思い切った減額、これをぜひ考えてほしいというふうに思うわけでございます。

○町長（岩島正昭君）

この少子化対策につきましても各議員からるる議会のたびにお話をお伺いしているわけでございますけど、これは太良町だけじゃなくて全国的な少子化の問題ですよ。だから、私が一番思うのは、昔、我々の時代より今の子供さんたちには、子を成人になすまではそれ相当の昔からいけば何十倍という金がかかると、学費にですね。だから、少子化対策が始まったんじゃないかと。教育等々にも、昔はほとんどが高校まで行けばよか、ほとんど中学ぐらいやったわけですよ。今はもうほとんどが大学ですもんね。1軒で2名さん、地元じゃなくして東京とかあちらのほうに大学に2名さんやれば、月謝等々でほとんどが仕送りで大変という時代ですよ。だから、そこら付近も国の施策も民主党にかわったわけですけども、そこら付近をもう少し少子化対策として国も大いにそこら付近の対策を練っていただいて、ただ今回、高校等の無料化を民主党が打ち出しましたけれども、この対策によって定時制の希望者がどんどんふえたと、そういうふうなことも聞いておりますから、それは全国的な国の問題でございますから、幼児につきましては、地方がもう少しそういうふうな投資をして対策をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○11番（下平力人君）

今、町長の答弁でよくわかるわけでございますけれども、先ほど申し上げるように太良町として出生率が2.幾らというふうによそに比べて非常に高いわけですよ。そして、若い人たちは、学校を卒業すれば出ていってしまうという中でこれだけの推移といいたいまいしょうか、維持をしてきたと。これは何が原因かといいますと、少子化対策をどうするんだと、トップの皆さんたち、そして行政が一生懸命になってやるもんですから、じゃ、我々もそれに対して協力をしていこうかということのあかしだろうというふうにまず思います。

それと同時に、いわゆる今は小学校、中学校は義務教育ですから、無料でございますけれ

ども、今、考え方としては高校まで補助をしましょうという時代なんですね。やはりこれは国内だけの教育じゃなくて世界に対応できる人材をつくっていくということですから、そこら辺をもう一つ、しつこいような話になりますけれども、ぜひ保育料あたりも前向きで検討していただくということでございますが、よくわかるんですが、ただ、保育園の送り迎えをしながら、そしてまた母親あたりも自分の仕事を持ちながらということで大変それに疲れていくわけですね。金だけじゃないと思うんですよ。ですから、そこら辺まで含めて、まずその根本になるのはやはり金額だろうというふうに思います。そこをぜひともできるだけの配慮をしていただいて、よし、これからも頑張るぞという意気込みを持たせるようなトップの考えをひとつ決断してほしいなというふうに思います。答弁は要りません。

これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

4番通告者平古場君、質問を許可します。

○3番（平古場公子君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

高齢者問題について質問をいたします。

今、全国で100歳以上の高齢者の所在不明者が日を増すごとにふえ続けているが、人としてあってはならない事態に驚いている。家族も悪い、行政も悪い。これは、社会全体の責任が問われる問題だと思います。

そこで、次の5点を質問いたします。

1点目、我が町の状況はどうであったのか。

2点目、どのように調査をされたのか。

3点目、65歳以上のひとり暮らしの方は何名ぐらいおられるのか。

4点目、平成12年介護保険制度が導入されたが、高齢者に対しどのようなサービスがなされているのか。

5点目、施設は十分なのか、質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

平古場議員の質問にお答えいたします。

1点目の太良町の状況についてであります。今年度中に100歳になる方を含めて8名おられます。この8名の方の住所は、すべて確認をいたしております。したがって、不明者は太良町にはいないということでございます。

2点目のどのように調査したのかということでございますけれども、住民基本台帳から100歳以上の方を抽出し、そのうち介護保険関係の施設に入所しておられる方以外の在宅の方の安否を確認するという方法をとっております。在宅の方の確認は、民生委員さんをお願いしたところでございます。

3点目の65歳以上のひとり暮らしの方の数ですが、本年9月1日現在で434名であります。

4点目の介護保険制度におけるサービスの種類でございますが、太良町で実施されている主なサービスを挙げますと、光風荘やふるさとの森などの施設サービス、ホームヘルパーによる訪問介護サービス、看護師による訪問看護サービス、その他デイサービス、通所リハビリ、ショートステイ、住宅改修費支給、福祉用具の貸与等多くのサービスがございます。

5点目の施設は十分なのかという件でございますが、施設整備につきましては、杵藤地区広域市町村圏組合の介護保険事業計画の中で、地理的条件とか人口、交通事情、施設の整備状況等を総合的に勘案し、施設整備目標が設定されております。今のところ杵藤地区広域圏内の特別養護老人ホーム等の施設については充足しているということでございます。

以上でございます。

○3番（平古場公子君）

100歳になられる方は8名おられるとのことですが、太良町で一番高齢者は何歳ですか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

103歳でございます。

○3番（平古場公子君）

8名のうち、男性が何名か、女性が何名か、質問いたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

男性1名、女性7名ということになっております。

○3番（平古場公子君）

町長の答弁の中で、太良町には不明者はいないということですが、先月8月31日の佐賀新聞では、県内20市町の120歳以上の所在不明者の調査では、太良町の120歳以上の不明者は28名と書かれていましたが、これは非常に皆さんから聞かれたんですけど、この内容がちょっとわからないもんですから、説明をお願いいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、1点目で平古場議員がお聞きの100歳以上の高齢者の所在不明者が8名と申し上げておりますのは、太良町に住民登録をされている方でその8名がおられて、その8名の所在については全部確認ができるということを申し上げておるわけです。

この間の新聞に載りました分につきましては、太良町に本籍を置いている方ですね。太良町に住所がある方ではなくて、本籍を置いている方でその方々が100歳以上を調べたところ、新聞報道による人数の方が所在がわからないということになっていると。ということは、その原因は何かといいますと、例えば、昔、戦争があったわけですがけれども、そのときにどこ

かに転出をされていて、どこかで死亡をされたとしますね。その届け出が死亡されたところで受理されず、太良町のほうに報告が来てないというような形でそのまま戸籍が残っていると。その方が大体最高で129歳の方がおられたわけですが、うちの住民さんとしてではなく、戸籍上残っているということがこの間新聞で報道されたということでございます。

ちなみに、本籍を太良町に置いておられますと、転出先がありますよね、どこでもよろしいんですけども、そこで死亡されたら必ず本籍地にも死亡通知が来て、その時点で太良町の本籍を消すということをしておるわけですので、うちに住所地がある方と戸籍がある方という2つがあるということをお理解いただきたいというふうに思います。

○3番（平古場公子君）

よくわかりました。そのように説明をしておきます。

2点目の調査方法ですが、在宅の方はこの町内で自宅に住んでおられるということですね。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

光風荘に3名おられます。あとの5名の方が在宅なんですけれども、1名の方は入院中ということでございます。

○3番（平古場公子君）

いずれにしても、100歳以上の高齢者の方たちといえば、戦時中、あるいは戦前、戦後、激動の時代を生き抜いてこられた。それに、苦しい生活の中でも一生懸命働きながら子供を8人も10人も産み育て、やがてその結果がこの日本の国を高度成長期時代へと築き上げられた大変偉大な方たちだと思うんですね。それなのに、白骨化するまで放っておくなどとは、常識では考えられません。世の中皮肉なもので、孫、ひ孫に囲まれ裕福な生涯を終える人もいれば、放置され悲しい生涯を終える人もいます。まさに格差社会が生み出した悲劇としか言いようがありません。一日も早い景気回復の実現が不可欠だと思います。

次に3点目、65歳以上のひとり暮らしをされている方が434人もおられるということは意外でした。もちろん自宅でひとり暮らしをされているということでしょうか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

65歳以上の方のひとり暮らしの方が自宅にいらっしゃるかどうかというのは、ちょっと現況調査をしてみないと、例えば、先ほど申しましたように、入院をされている方もいらっしゃるでしょうし、ほとんど自宅にいらっしゃると思いますけれども、はっきり調べておるわけではございません。

○3番（平古場公子君）

子供はいるが、親といたくないという子供もおれば、逆に親が子供と一緒にじゃなくてもいい

いと、人それぞれ生き方があると思いますので、特にひとり暮らしの支援はミスのないよう
にお願いをしたいと思います。

次に4点目、介護保険制度のサービスはどのようになされているかという質問ですが、こ
の介護保険制度はとて範囲が広く、先ほど町長の答弁で、太良町でもかなりのサービスが
なされているようですので、あえて質問はいたしません。

次の質問に移ります。5点目の施設は十分なのかという質問に入ります。

先ほど町長の答弁で、杵藤地区広域圏内の特別養護老人ホーム等の施設については充足し
ているということでしたが、要するに施設は十分足りているということですが、現在、特老
の待機者は何名おられますか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

光風荘の待機者は50名ということになっております。

○3番（平古場公子君）

もう何年前からか50名、ずっと50名なんですよね。この方たちは自宅で待機されているの
か、それとも民間の施設で待っておられるのか、状況がわかれば教えてください。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

その50名の方がどうされておるかということにつきましては、調査をいたしておりません。
そのほかの通所サービスとか、そのほかの介護保険制度を利用になっている方々もいらっし
ゃるとは思いますし、自宅におられて、自宅でさまざまな療養をされている方もいらっし
ゃるとは思いますし、病気の方もいらっしやるというふうにさまざまだと考えております。ただ、
実際その方々がどうしておられるかというのを調べたことはありません。

○3番（平古場公子君）

杵藤広域圏内で特別養護老人ホームというのは何カ所ありますか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

13施設ございます。

○3番（平古場公子君）

その中に、太良町から町外に入所されているという方がおられますか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと把握をいたしておりません。

○3番（平古場公子君）

私が相談を受けた限りでは、施設が充足しているとはとてもじゃないけど思えません。

どれだけの人が不自由な老人を抱え苦しんでおられるか、町民福祉課のほうにも相談に来られませんか、そういった相談、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと私が相談をしに来られているということにつきましては、ちょっと余りよく把握をしておりませんが、確かに太良町の老人ホーム、特養の光風荘の50人は杵藤管内でも一番少ない待機者数という認識をいたしております。多いところは200名も待機しておられるところも杵藤地区管内であるということ、それが果たして適正な待機数なのかどうかということも、施設が果たして足りているのかどうかということも、ちょっとどういうふうに考えたらいいかというのがわからない状況なんですけれども、とにかく杵藤地区管内の介護保険の計画によって施設等も決められていきますので、その施設だけではなくて、そのほかのサービス等も利用してくださいという意味なのか、そういうことなんじゃないかなというふうには考えてはおります。

○3番（平古場公子君）

特養からの連絡を待ち続けて4年、5年、民間の施設で待っておられる方がほとんどなんです。民間の施設は、介護は本当によくしてもらいますけど、どうしても費用の問題がネックになっています。中には両親いるんですけど、2人とも施設に入所させることができませんので、1人は自宅で介護していますけど、仕事もできず、この不況の中にどうして暮らしていけばいいのか途方に暮れていますという方が太良町にもたくさんおられます。たとえ要介護2であろうと、3であろうと、家庭の事情も考慮して、一日も早く最低でも年金で賄えるような対策をとってほしいと、切実な願いなんです。

私も、杵藤広域圏内ではこれ以上特養は、国の決まりですから、できませんということは何回も何回も聞いてきました。しかし、これから団塊世代の人は全国で700万人とも800万人とも言われています。もう既に高齢化に入っています。そういう危機に遭遇するのも遠くはないと思いますので、国でも見直す必要があるのではないかと思います。杵藤地区圏内でも3年ごとに介護保険制度が見直されておりますが、こういった問題はほかの市町村からとは出てこないですかね、ちょっとお尋ねします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと私は、そういうほかの市町村からそういう声が出ているかどうかということにつきましてはちょっとわからないんですけど、21年の3月に杵藤地区の広域市町村圏組合の第4期介護保険事業計画というのができ上がっておるわけです。その中では、特養関係みたいな形の施設についてはもうちょっと計画はしませんよと。そのかわり、どう言えばいいですかね。小規模多機能型居宅介護とか、いわゆる認知症のある方たちの小さな施設ですけ

れども、そういうのは重点的に整備を杵藤地区でもしていきますよと、そういうことにはなっておるわけです。その状況を踏まえて介護保険事業所では、もう特養の施設等についてはある程度充足をいただろうと。じゃ、そのほかの施設を、そういう小さなグループホームみたいな形の施設を今度は整備をしていきたいと思いますという方向になっているみたいですので、それなりにきちんと対応はやっていっているのではないかと。ただ、特養の関連を見た場合は待機者がかなり多いということになっているみたいなんです。それが200人も待機がおる、50人もおるということで、じゃ、つくるのが正当なのかどうかというのはちょっと私のほうでは判断をしかねるということでございます。

○3番（平古場公子君）

太良町には光風荘が特別養護老人ホームとして設立されたのが昭和54年、定員が50名、それから昭和55年、増築によって30名定員増になって80名、昭和59年、5名ふえて85名、それから現在まで26年間、定員85名を受け入れられておられますが、高齢者はふえるのに施設はできないのであれば、せめて少しでも定員をふやしてもらえようという要望とかはできないのか、太良町は太良町なりの対応策が必要だと思いますが、町長の考えを聞かせてください。

○町長（岩島正昭君）

この老人ホーム等々の施設につきましては、以前から光風荘は40人待ち、あるいは50人待ちということで、町外からも申し込んでおられるというふうな話は聞いておりますけれども、今、国の施策等々で杵藤地区広域圏でも学校校区で1カ所とか、もろもろの縛りがあるようでございます。今後、小規模の居宅介護施設といっても、これは人数が9名か10名ぐらいです。だから、到底これは間に合いそうもないということで、今後この問題につきましては国がそういうふうな施策を打ち出さん限りはもう県も動かんということで、各市町村から、これは町村会等々で何とかこういうふうな施設を県の施策としてもやってもらいたいという要望等々を町村会等でも打ち出してみたいと思います。

○3番（平古場公子君）

よろしく願いしておきます。

太良町は、県内でも1位、2位を争う高齢化が進んでいる町なんですね。町民の皆さんの声を聞いていただいて、あすは我が身だと思って、何とか年金で足りるような施策を早急に考えていただきたいと強く要望をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

昼食のため、暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

5番通告者牟田君、質問を許可します。

○5番（牟田則雄君）

議長の許可を得ましたので、質問をいたします。

その前に、岩島町長におかれましては、交通事故に遭われ、大変なけがをされ、お見舞い申し上げます。そしてまた、今議会に間に合うように回復されたことを町民の皆さんと一緒に喜び申し上げます。

それでは、通告書に従って質問をしたいと思います。

法定外公共物の管理に関する条例の施行状況と運用についてであります。これは以前申しましたことがあると思うんですが、その後、運用されてからどうなっておるかということをお聞きしたいがために、1番目に占有許可の申請が必要なところが約1,900件あると前回聞いておりますが、この内訳について。1番目に、申請が必要なところと必要でないところがどうあったのか。2項目めに、必要なところで有料な箇所と無料な箇所は、占有料のことですが、どうだったのか。また、その占有料が総額でどのくらいになったのかということをお尋ねいたします。

そして2番目に、この条例のこれまでと今後の運用についてお尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

牟田議員の法定外公共物の管理に関する条例の施行状況と運用についてお答えをいたします。

まず、1点目の占有許可の申請が必要なところは、約1,900件の内訳についてでございますが、申請は、占有されているすべての箇所について必要であります。ただし、今回の手続において、占有物件を撤去する、または払い下げ申請やつけかえ申請を行うというところにつきましても、占有許可の必要はございません。

次に、占有料を徴収する箇所は、里道・水路の上に家屋や倉庫等が建てられている箇所、つけかえがなされず農地等として利用されている箇所等で、約120件となっております。それ以外の箇所は免除といたしております。

また、占有料の総額は350千円程度になる見込みでございます。

次に2点目、この条例のこれまでと今後の運用についてであります。太良町法定外公共物の管理に関する条例は平成16年4月1日施行であり、施行日以降の申請については、条例に基づいて占有許可を行っております。

また、昨年12月に占有料の額を定める一部改正を行い、ことし4月から占有料の徴収を始めているところでございます。

今後もこの条例にのっとり、占用許可、占用料の徴収など、適正に運用をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

これは調査をされた後に、担当課で現地確認等はされたのかされないのか、ちょっとお尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、調査のときに写真をすべて全箇所撮っております。それで申請者の方に申請手続の通知を出しまして、もう写真で占用の方がわかっているというところについては、現地調査をしておりません。ただ、占有されている方で、ちょっと現地のほうで立ち会って説明をしてくれといったところについては、担当が現地のほうに赴いて確認をしております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

これは私も自分のところもこれに該当するところがあったものですから、ちょっと写真だけではわからなくて、確認に行きましたところが、隣の方が側溝の中にヒューム管あたりを入れて、その上にちょっと乗せられて、結局、それが自分の用地内には全くかかっていない物件だったわけです。ところが今回は写真判定ということで申請はしたんですが、以前、前回、町長に質問したときに、側溝の必要に応じて、そして日常どうしても他人に迷惑かけなくて、日常その人が必要であるというようなところは考慮していきますという答弁をたしかにいただいていたと思うんですが、それでそういう全くかかっていない箇所あたりは、次の契約のときにはどう考えられるのか。

また、今回の調査の資料をもとに、また次の契約更新時その考えでいかれるのか。それとも、現地が全くそういうふうにして写真とか調査等あっていないところは、もうそれで次の契約あたりは完全に免除になるのか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

かなりの方から、占有の写真ではわからないと。そして実際、今議員が言われたとおりに、例えば、2名の関係者がおられて、そのどちらかわからないというところに占有されているところにつきましては、両方の方にその通知は出しております。これは自分は関係ないと言われたところにつきましては、占有申請は要りませんと。ただ、どちらかの方から占有の申請は出してもらっております。

それと、大体許可期間を5年間ということで考えておりますので、5年後に町のほうからまた通知を出しまして、また更新の手続をお願いしたいと思っております。

その間に占用している箇所について、占用物件を撤去したとか、そういったことの連絡があれば、現地を確認して、その箇所については占用の更新手続は不要と考えております。

○5番（牟田則雄君）

それともう1つ、同じ町内で、あっちこっち、蕪田地区も柳谷地区まで合わせて何年か前に圃場整備をしていただいているところが太良町にはいっぱいあると思うんですが、同じ圃場整備地区で、例えば前回も、以前、課長のほうにはお尋ねしたことがあると思うんですが、これはちょっとそこに行って見せてもらったんですが、上川原圃場整備組合で整備されたところで、新農業構造改善事業で、これは基本的に国の事業であったところは作業通路の下を水路が通って、その中にヒューム管かなんか埋めて、その竣工検査以後につくった出入り口等は当然申請の必要があったと思うんですが、竣工検査のときにはその状態で合格をしていると。そういう箇所も今回、申請をなさいということであつたということなんですが、これはほかの圃場整備地区とこの場所とはどういうことで違いが出ているのか、お尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

圃場整備等で通路、乗り入れをつくられておりますけど、結局、その乗り入れにつきましては、個人の方の農地への出入りということで、通路の設置自体は圃場整備事業で設置しておりますけど、申請はあくまでもその方の占用ということで、これはすべての地区、同じような考えで取り扱っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、私の関係しているところの圃場整備のところは、出入り口のところには水路がないわけですよ。ところが、反対側に水路があって、その上には4メートルぐらいふたをかぶせて、各圃場にそっちから入られるようになって、ここは申請のあれは来とらんやっただすもんね。ところが、今説明されたように、竣工前にどうしてもそこが必要だということで、その工事自体が認めて出入り口をつくって、そして竣工検査でそこを申請をなさいとか、そういう指導もなく、そのままやっておったところを国の事業としてやって、そしてそこに当然出入り口がなかったら圃場に行けんわけですから、たまたまその下に水路が通っておったということで、後で個人的にそこを通用口をつくったとなら、それはもちろん申請の必要があると思うんですが、国事業としてやって、その出入り口は当然必要と認めて竣工検査のときも、それはあるのを確認して竣工検査も行われた場所について、どうしてそこだけ必要なのかというのが、特別にその事業が何か意味が違う解釈があるのか、お尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

基本的に設置は補助事業でしますが、あくまでも通路は個人の農地への出入り口ということで、これはすべて基本的にそういう考えで行っております。議員言われたとおり、農地と農地の間に通路がつくられているというところにつきましても、今回の調査において、調査の対象にはなっておりますけど、何しろ里道540キロ、水路で推定ですけど260キロというような、かなりの延長になっておりますので、調査漏れが幾らかあっているのかなというふうには思っておりますけど、基本的にはすべて道路から農地への通路、農地と農地の間にかかっている通路についても、占用の対象となっております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、公共事業でやった事業についても、竣工検査はそれで通っても、やっぱり全部申請は今後もするということが基本的な考えでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

そういうふうに考えております。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、今回、申請を免除されたというか、しなくてよかったところについての考え方はどうでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

法定外公共物の申請については、すべて申請してもらうのが基本でありますけど、払い下げをお願いしたいとか、つけかえ申請をお願いしたいとかいうことで、そういう手続に入られる方につきましては、申請は必要ないということで取り扱っております。

○5番（牟田則雄君）

これは町に権限を移譲されていることであって、そういう公共事業でやって、最初からついたところは、これは基本的に町長の考え方一つでできると思うんですが、自分が便利のために後でつけた出入り口とかいうあたりが水路の上にかかったりなんかという、これは当然、今言われたような考え方でいいと思うんですが、もともと竣工検査時に、もう既にそれがあったというのは、どうですか、町長権限で今後は次のあれからはこれは免除するというような考え方はお持ちじゃないでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

こういうふうな個人の整備事業ではなくして、国・県の事業につきましては、これは従前の道路、水路、いわゆる里道とか、引き入れ水路等々がございましたら、機能交換ということで、例えば、里道が、小さな道路が100平米あった、水路が200平米あった場合は、新しく図面等を起こして、同等上の機能を復元させるというのが、これが機能交換という事業でございまして、この分については占用云々じゃなくして図面上で、確定測量で地図が修正なさ

れます。そこら辺の若干意見の相違はございますけれども、補助事業でそういうふうな進入した箇所については、新たに占用を出すかという問題ですけれども、そこら付近が、後で個人が勝手に進入路をつくって、ふたをしたりなんかしたら、当然それは正式許可申請を出さなきゃいかんですけどね。そこら付近は考え方の相違で、再度これは考えの相違と思います。それは決めようで、今後はそういうのはせんならせんというふうなことで、そこら辺をもうひとつ意見の統一をしたいと思います。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この占用物のことに関係することですが、この間、何日か忘れましたが、区長会との懇談会を議会とやったわけですね。そのとき、ある区長さんから、水路の上に建物が建っているんじゃないかという場所を指定して質問があったわけですね。それは今、担当課長のほうに、これはどういう理由かということはお尋ねしておったんですが、課長どうでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

議員から場所については聞いております。その場所につきましては、水路がございまして、水路の上に家屋等が2件、関係者2名ございますけど、建っております。その建物は法定外公共物の譲受を受ける前に建てられておりますので、本来は国有財産であり、県のほうに申請が必要だったというふうには考えております。

○5番（牟田則雄君）

そのときに区長さんの質問に対して、水利権者の承諾書をもって建てたという返事があったわけですね。それで私も大分条例等も見てみましたが、普通、太良町で指導されているのはかわりの水路とか、そういうのをまず準備して、そしてそこは払い下げ申請とか、大体普通そういう指導をされていますね。私、何件かそういうあれを、実際そういうことをされた方とお話しして、大体基本的に太良町はそういう姿勢でやっつけていかれていると思うんですが、どうでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

そういう相談があった場合には指導もしております。この公有水面とか、上に建てられる場合も、相談があればそういう指導はしておりますけど、当時そういう相談は町のほうにはあっていなかったと思いますし、占用申請も出されておられません。また、もう1つ、建築確認申請というのがありますけど、これも一定規模以上でなければ申請書の提出は不要となっておりますので、そういう要件に該当しないということで、町のほうでは、指導する以前の問題で、何もそういう相談もあっておりませんので、把握していなかったということでもあります。

○5番（牟田則雄君）

今回のこの調査と契約のことで、ある人は車庫の一部が里道にかかったと。申請するより迷惑かけるよりも自主的にそこはもう解体しましょうと言って、実際解体された方も何人かおられるわけですね。もしそういうことが出た場合に、建っておるけんということで、今後、町に権限を移譲されて、基本的にどういう姿勢でいくつもりなのか、ちょっとお尋ねします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、申請の手続をされるときに、用途廃止ができる分につきましては、用途廃止をされて、払い下げの手続をお願いしますということで言っております。それ以外には、先ほど話しておりますけれども、つけかえ申請の手続ですね。撤去ができる分については撤去をしてくださいと。払い下げ申請になれば、1件当たり多額の費用がかかります。200千円とか300千円とかかかりますので、そういう手続がちょっとできないという方については、占用料を徴収するように予定しております。ちなみに、今回の調査で、約60件ほどの家屋、倉庫等の建っている箇所がございましたので、そういう箇所については、占用料を徴収するようにしております。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、その占用物の上でも、申請して、そして町の許可を得たら、建物でも何でも今後太良町としては認めていくという認識でよろしいですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回の調査において、法定外公共物の譲受を受ける以前に建てられた建物については、これをもう撤去してくださいということもちょっとどうかと思いますので、そういうところについては、占用料を徴収していきたいと。今後そういう申請があった場合には、許可はしないということと考えております。

○5番（牟田則雄君）

それでは、ちょっと町民みんなに不公平になるわけですね。そしてこれは今回の占用公共物の権限移譲について判断したら、そういう判断もできるかわかりませんが、用水路というのは、その前にこれ河川法があるわけでしょう。河川法は全く無視して公共占用物の申請だけで太良町は判断していくつもりでおられるのか。基本的には河川法に基づいた占用物の公共物申請になると思うんですが、そこら辺は太良町は太良町だけで判断して、今答弁されたような考え方でいくという認識なのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

河川法の適用は、1級河川、2級河川、それと準用河川が河川法の適用となりますので、

それ以外の水路等については法定外公共物ということで、うちの条例で管理していきたいと考えております。

○5番（牟田則雄君）

それでは、基本的に町の公共物に対する考え方として、真上にそういうものをつくって、前つくってあるから、それは仕方がないという考えということになったら、今後この運用について、相当厳しい、町民に対して相当不公平感が生まれると思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

法定外公共物の譲与の前は国有財産であり、そういう占用とかの許可権限は町にありませんでしたので、今回この条例によって許可をしていくのは、譲与を受けた後の申請について行っていきたいと。その国有財産であり、許可権限が国にあったときに建てられたものについて、うちのほうで今回調査で判明したから、例えば、家屋が建っているのに、その住宅を撤去してくださいというふうなことはちょっと言えないというふうに思っておりますので、今言ったとおりの今後占用されていくものについて、この条例を適用していきたいと考えております。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、我々、例えば私のあれでもそうですが、今まで宅地並み雑種地みたいなところがあって、それが今回、こっちから申請も何もしないままに、これは宅地で税金は掛けていきますということはちゃんと町としては指導されてきたわけですよ。それで当時の区長さんの職務怠慢かどうか知りませんが、大体新築が建った場合は、区長は必ずその区域内にできたときには、1年に1回か2回、太良町に申請というか、お知らせをなささいという、大体太良はそういう指導になっておるでしょう、どうですかね。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

牟田議員の質問の趣旨ですね、税務課においては固定資産税の関係で、当該年度に建物等があった、要するに増改築も含めてあった場合は、区長を通じて税務課のほうに御連絡をくださいというようなことを、これは毎年のことですけれども、そういうお知らせを行っているところでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、わざわざ区長会でこういう質問が出ましたので、こういうとは、もしほかのあれが出た場合は、担当課長としてもわかりやすく今の太良町の考え方を皆さんに知ってもらうような努力をひとつやっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

6番通告者末次君、質問を許可します。

○9番（末次利男君）

議長の許可を得まして、通告書に準じて質問をいたします。

行財政改革について。

現在、我が国は右肩上がりの経済の終えんによる国・地方を通じた危機的な財政状況の中、人口減少、超高齢化社会の到来や高度情報化、グローバル化の進展など、多くの課題を抱え、大きな変革の時代を迎えている。こうした情勢の中で、どのように地方分権を確立し、自律的な自治体経営を進めていくのか、課題は山積しております。将来安心した町政運営を確立するためには、ぬるま湯的意識を払拭し、コスト意識や成果重視など、民間的発想を積極的に取り入れ、多様化・高度化する住民ニーズに対して、的確かつ良質な行政サービスを提供するさらなる体制整備が必要と思うが、以下の4点について質問をいたします。

1つ、行財政改革の基本方針について。

2点目、効率的な経営システムの実現について。

3点目、組織強化と意識改革について。

4点目、指定管理者制度の評価と民間委託について。

以上4点について質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

末次議員の行財政改革についての1点目の行財政改革の基本方針についてお答えいたします。

より少ない経費で、より高い効果を得られるよう、業務を工夫しながら効率化を図り、財政支出を切り詰めながらも、住民満足度の維持向上に取り組むことを基本的な考え方として行財政改革に取り組んでいるところでございます。

効率性を追求するため、仕事のやり方を工夫したり、住民との協働を実践し、事務事業の見直しや廃止、予算の縮小に取り組めます。さらに、住民満足度を維持向上させるため、サービスの維持向上や地域住民の要望に対し、真摯に対応することを基本としますが、地域の実情や時代の情勢に応じた、メリ張りのある政策を実行する必要から、スクラップ・アンド・ビルドを基本スタンスとして取り組んでまいります。

次に、2点目の効率的な経営システムの実現についてお答えをいたします。

地方分権一括法が平成12年4月に施行され、既に10年が経過をいたしております。その間、国や県からさまざまな事務が市町村に移譲され、市町村が行うべき事務事業は増加の一途をたどっております。また、介護保険や高齢者医療など新しい制度が設立され、第一線で住民と接する自治体は、たびたび変更される制度に振り回されております。

そういう状況の中、太良町では、行財政改革によって人件費の削減、特に職員数の削減などに努めてまいりました。自治体を取り巻く環境が年々厳しさを増していく中、自立を選択した町として、よりよいサービスをより効果的に町民の皆様を提供するために、限られた経営資源、いわゆる人、金、物を最大限活用しながら、町民の皆様が求めるもの、求める成果を十分に把握し、常に説明責任を果たしながら、迅速にかつコスト意識を持って行政を経営していくという感覚で、この難局を乗り越えていかなければならないと考えております。

そのためには、役場職員はもとより、地域のリーダーとなるべき人材を育成していくことが最重要課題だと認識をいたしております。知恵を働かせ、少ない経営資源を最大限活用していかなければならない時代が既に到来をいたしております。効率的な経営システムの実現に向けて、行財政改革大綱に示している具体的推進項目をもとに、行政評価や財政的な評価の結果に基づいた予算、人事、組織、各種計画を一体的に管理していかなければなりません。そのために、施策の重点化や事務事業を厳選し、業務の手法、民間との連携、サービスコストの算定など、さまざまな行政活動の評価や検証により改革や改善を進めてまいります。

また、真に必要とされる行政サービスを実現するため、新たな意識改革のもと、職員には目的意識を持った職務の遂行を行うよう指導していきたいと考えております。

3点目の組織強化と意識改革の質問についてお答えいたします。

組織強化を図るには、まず簡素で効率的な行政運営を行うことであり、それには事務事業の見直しや組織機構のあり方を検討してまいります。

次に、組織を構成する職員の意識改革は必要であり、従来の行政体制にとらわれることなく、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応することのできる人事管理や職場のサポートを進めることとします。加えて、地方分権型社会にふさわしい政策形成能力やコスト意識、成果を重視する進取の気鋭に富んだ人材の育成に努めるべく、人材育成基本方針に基づいた研修の受講を奨励していくこととしております。

4点目に、指定管理者制度の評価と民間委託についてお答えをいたします。

指定管理者制度は、公共施設の管理運営をこれまでの公共団体や公共的団体から民間事業者にも門戸を広げた制度で、平成15年9月に地方自治法の一部が改正され創設された制度でございます。この制度は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものであり、太良町では平成19年度より当制度を導入し、現在、22の施設で指定管理者による管理運営を行っております。

管理運営の評価につきましては、効果的・効率的な管理運営が行われているか。2つ目に、良質なサービスが提供されているか。また、管理運営経費の削減が図られているかの3点が重要なポイントと考えており、指定管理者から毎年度事業終了後に事業報告書の提出を求めていることに加えて、担当課による管理運営状況等の聞き取り調査を行って、評価シートを

作成し、適切かつ確実なサービスが利用者に対して提供されているかを検証しているところでございます。

制度導入から3年の歳月が経過した現時点での評価といたしましては、財政負担の軽減、営業期間の延長などによる利便性の向上や柔軟な対応など、民間事業者ならではのサービスも提供されており、また利用者に対する不公平な取り扱い、重大な事件・事故等の発生、住民サービスの低下、指定管理者の経営破綻によるサービス提供の中断などの事態も発生しておらず、一定の評価をいたしておりますが、今後もこれまで以上に多様な住民ニーズに対する柔軟な対応ができるよう協議調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

ただいま答弁をいただきましたけれども、行財政改革、これは行政に携わる者の永遠のテーマだろうと思いますし、時代背景も多分に大きく左右する問題でもあると思います。そういった中で、基本理念としては、先ほど言われたように、行政運営上、旧来の考え方というのを払拭すると。これにこだわらないということが一つの大きな実行する上では一番必要ではないか。そういった中で、より少ない経費でより高い効果を得られるように、行政全般に創意工夫をするという一通りのことですね、そういったことで行政経費を切り詰め、住民満足度を向上するというのが一つの考え方であると思いますけれども、これは今回、平成22年度から平成26年を最終年度として第5次が一応示されておりますけれども、これは昭和60年が第1次ですね、平成8年、平成12年、平成17年と、ずっと大綱改革のプランを立ててこられたわけですが、改革という言葉のとらえ方ですね。まず、ずっとこられてきたわけですが、一番中でもやっぱり緊張感を持ってこのプランを立てられたのは第4次の改革プランであったろうと思いますけれども、現在、非常にその辺が少しトーンダウンをした。これは時代背景もあります。確かにそういうこともありますけれども、私は全般的に大綱のプランの中身を見て、言葉とか文章は、これはすべて日本いっばいまい文章で書いて、さすがに立派な文章ができております。なかなかそのとおりに実践というのは、これはすべてがそうですけれども、できにくいわけですよ。やっぱり「言うは易し行は難し」ですよ。

そういった中で改革プランというのが、今ここの行政に携わる方を見ますと、やっぱり行政に今まで携わった方が町長をトップにしてこられている。これは波風立てなくてやっていくというのが一番いいわけですが、これじゃせつかくのあれができませんが、今一番問われるのは少子・高齢化というのが問題になっております。そういった問題は行政運営上、財政運営上、どのような具体的に影響があるのか。これは財政課長かな、問題点をお知らせください。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

財政運営上、高齢化というのは非常にいろんな扶助費等が今後増大していくということと、医療費の問題という面もございます。それと、何かいろいろな意味で、これは感覚的なものでしょうけれども、活性化というか、まちのにぎわいというのがなくなるんじゃないだろうとか、そういう面もございます。財政的にというのは、やはりそういうような医療費とか、扶助費の問題が大きくなっていくんじゃないだろうかということで、今後将来、財政的な負担がふえると。それに伴って収入がふえればいいんでしょうけれども、高齢者の方ですので、増収というの望めないというようなことが問題になっていくんじゃないだろうかなというふうには考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

まさに今言われたとおりだろうと思います。やはり大きく一つは、経済活動がしぼんでくるということによって、収入支出のアンバランス、これが必然的に発生するし、受益と負担のアンバランスですね、やっぱりこういったものも出てくるんじゃないか。ということになれば、要するに現在の制度、仕組みが持続可能ではないということにつながってくるんじゃないかと思います。したがって、やっぱり改革の必要性ですね。そういった中で、なぜ改革なのかということになれば、そういうことで、今までのようなことでは、もう将来持続はできないよということの一つの岐路に立っているという状況だろうと思います。

そこで、私たちもいろんなところを視察研修いたしました。平成15年に合併しないまちを宣言した福島県の矢祭町ですね、それから平成18年には、いろんなところに行きましたけど、印象に残るのは、やっぱり長野県の下條村ですね、ここは究極の行財政運営をされているということで、これは日本じゅうが注目を集めたところです。先ほど質問もあっておりましたように、現在こういった人口減少する社会において、人口が増加している村ですよ。そして出生率が全国で一番高い村ですね。そういったところでマスメディア全社が張りついておるといふ状況のところを視察させていただいたわけですが、やはりそこで一番感じたことは、両方のトップが民間の社長ですよ。矢祭は家具屋の社長、下條はガソリンスタンド経営の社長さんです。そういったところで民間意識を取り入れた行財政改革をされておるといふ共通点がありました。

そこで、この改革を進めるについては、やっぱりトップリーダーのリーダーシップと申しますか、そういったものが多分に大きく影響しているんじゃないかなという感じ方をいたしましたけれども、そういった中で、ぜひともそういったリーダーシップを発揮していただきたいという思いをいたしております。

1つの例を挙げて改革に取り組んだことを、町内のことで、病院のことに例えて質問をさせていただきますけれども、多分平成13年だったと思いますが、太良病院の赤字体質をどう改革するのかということで、経営診断をしたという経緯がございます。そういった中で、全

く親方日の丸のぬるま湯にどっぷりつかっておると。こういうことではやっぱり経営改革はあり得ないと、経営健全化はあり得ないという指摘を受けてから、自発的に病院にワーキングチームができました、現実には。4つのワーキングチームがその当時できたと思いますけれども、当然、平常業務をこなしながら、改革をどうするのかということで、各4つのチームに分かれて平常業務の後にされたということで、そういうことが、これは役場で100人、病院まで入れれば200人近くの方がおります。これはすごい町内においてはシンクタンク、頭脳集団ですよ。これが一人一人がそういった改革の意識を持って事務事業をこなすということになれば、相当の効率が出てくる。そういったことをぜひともそういう環境をつくる要因があるのか。言われてするものでもなかろうしですね、そういった環境をつくることがまず大事じゃないかと思えますけれども、これは町長どういうふうに思えますか。

○町長（岩島正昭君）

議員御指摘のとおり、今までは親方日の丸というふうなことで、今までのこういうふうな自治体につきましては、全国的に自治体病院にしかるほとんどが赤字状況というふうな状況で、各自治体も交付税の削減等々で非常に地域の時代と、地域主権という形になっておりますけれども、今後は議員御指摘のとおり、役場にもそういうふうな今後の町の運営等々のリーダー格の育成も必要でありますし、各集落、結構1次産業部門につきましても、各地区のリーダーの育成が必要だと。役所、あるいは地域の各部門につきましても、今後、新年度につきましても、そこら付近のリーダー格の育成ということを大いに議論していきたいと思えます。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

まず、財政の状況について質問いたしますけれども、平成19年6月に財政健全化法が公布されたわけですが、それを財政指標の公表が義務づけられたということで、要するにこれも町長の答弁のとおり、最小の経費で最大の効果を出す、実現するということです。要するに財政運営というのは、やっぱり不足する財源、これはそういったことを努力しながら、なおかつ不足する財源というのは、やはり住民に負担を求めるか、行政水準を下げるか、どっちかしかなかわけですよね。せんじ詰めて言えばそういうことですよ。そういうことで、現在、21年度の決算が示されておりますけれども、それで、財政力指数が若干弱くなったわけですが、実質の経常収支比率あたりは非常に改善されているということで、実質公債費比率についても10.1と。県内が15に対してかなりの良好な数値であるというふうに思っておりますけれども、しかし、1つの例を挙げて質問したいと思えますが、今、基金あたりも48億円ですかね、あるわけですが、今回、あしたですか、全協の中でも話をされるということですが、国保について例えて質問させていただきますが、平成7年、8年、9年、ここでは5億円近くの基金を有しておったわけですが、10年もたたないうちに、あつ

という間に自転車操業ですよ。本当に十年一昔と言いますけれども、今はもう本当にあつという間のことで、太良もひところ60億円近くの基金を有しておったけれども、平成8年でしたかね、38億円に激減したということもありますし、やっぱり蓄えというのは非常にあつてないようなもので、1年間にやっぱり50億円近くの予算が要るわけですので、そういった中で、来年度は交付税が3,300億円ですかね、削減されるという話も予算要求の中で伝えられておりますけれども、今後の、そういった今景気対策、景気対策ということで、非常に二次補正等で予算規模も3年続いた40億円台が50億円台になった。この後の世の中の仕組みですね、国の仕組み、あるいはそういった三位一体の中で補助金をどうするか、こうするかという質問もあっておりましたけれども、これを一括交付金化するという話もありますので、そういった流れはどのような見込みをされておるか。これはあくまでも見込みですので、それは見込み違いもあるかと思えますけれども、一定の見込みですね、そこらはどのように考えられるか。

○財政課長（大串君義君）

お答えをいたします。

これからの財政の将来の見込みですけれども、今のところ、どういうふうになるか、転んでいくか、ちょっと全然検討をしていないということが現状です。毎年、中期財政計画をちょうど今の時期から10月、11月ぐらいにかけて新年度予算対応というような意味も込めて、5カ年の計画を立てているわけですけれども、その時点で、今後、国、県からの情報を入れながら、どういうふうな状況になっていくかというようなことも若干県のほうから今後5カ年の交付税の推移とか、いろんなこれまでの情報を加味したところで、若干情報が来ますので、それに基づいて中期財政計画を立てていくわけですけれども、一括交付金の問題とか、今後の交付税、国の財政状況も大変地方以上に疲弊をしているというようなことで、今後湯水のように赤字国債を発行するというようなことも当然できないような状況になってくるといふふうには考えておりますので、国のほうの政策がどういうふうになるかということもありますけれども、太良町としましては、最悪の事態じゃないですけれども、そういうことをできる範囲で準備をしていくというようなことで、今からだけじゃなくて、今からでもすぐにでもそういうこれまでの行財政改革にさらに踏み込んで、当然予算的には限られた予算、今から先は逆に50億円の予算が40億円、どうかすれば30億円台に落ち込むということも想定しながら、これまでのような行政サービスができていくかどうかというのは非常に不透明な部分ではありますけれども、これまでの住民サービスに対する質ですね、量的なものから、今度はどれだったら満足できるかとか、いろんな住民さんの要望等をよく理解しながら、当然予算が限られていきますので、どれを重点にサービスを行っていくか。質の問題等もござりますので、そこら辺を予算がないところで頭の中は無尽蔵にいろんな想像、いろんな工夫ができると思えますので、行政だけじゃなくて、議員の皆様、町民の皆様の御理解を得なが

ら、今後、財政運営を行っていかねばならないだろうかというふうには考えておりますけれども、今後の状況等は、ちょっと今のところ端的にどうなるこうなるというのは、ちょっと難しいなというふうには考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

財政運営の基本的なことは、やっぱり「入るを量りて出ざるを制する」、これは言葉では簡単ですけども、これが鉄則ですので、ここらの将来の見通しを含めて、しっかりやっていただきたい。

それから、行革ですので、項目を分けてしてございましたけれども、当然、重複する質問になるところもあるかと思っておりますけれども、そこらは御容赦をいただきたいと思っております。

効果的な経営システムの実現についてでありますけれども、やはりこの組織を一つにまとめて、職員が正しい方向に行く動機づけ、これは改革は人の意識からと言われるように、これは重要な要因であるというふうに思います。限られた人材で最大の効果を出す。これはキーワードは、やっぱり人事、人材、経営、方向、組織の整備、こういったものがキーワードになってくるというふうに思いますけれども、一つの課の統廃合、具体的には課の統廃合あたりが、近々にされたのは給食と大浦の支所ですかね、2つが統廃合になったと思っておりますけれども、今後、具体的に取り組むあれがあるか、質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

平成19年度で第4次の改革で、18課局会を14の課局会ということで、土地改良課を建設課に統廃合とか、支所を町民福祉課に統廃合というふうには実施をしまして、平成20年度から実施をしました。今後についても町長のこの行財政改革を進める上でも当然組織改革というのは必要であろうということでは思っております。

限られた人的資源しかありませんので、実施部門ということで、住民へのサービスする部門と内部管理を行う支援的部門というふうに2つに分かれながら、行政の合理化を図らなければいけないということでは思っております。

時代に合わなくなった組織を廃止するとか、常にやっぱり見直しは必要だと思っておりますので、柔軟な体制で今後ともいきたいと思っております。

○9番（末次利男君）

それと、このシステムの中で、戦後でも60年余り、全くピラミッド型で組織が構成されておったということで、一般企業はほとんどが90年代にフラット型に組織を改編して、競争の原理を働かそう、少ない人数で効率的なことをやろうということでされて、今またさらにその改良をされようとされておりますけれども、いずれにしても太良町はまだ手つかずの中で周回おくれぐらいになっておりますけれども、この組織構成というのは、もう100点という

のはあり得ないんですよ。試行錯誤をする中で意識改革の一つの源になってみたり、いろんな目先を変えてみたり、そういうことで効果を出そうということで、しのぎを削っているところでございますけれども、そういったピラミッドをフラット化するという発想については、どのような考えか、お尋ねします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

係制とグループ制みたいな感じだと思っておりますけれども、それぞれ長所短所がありますので、そういうのは、中身について私たち前回の組織機構の見直しのときも、約1年かけました。プロジェクトチームをつくって、12回の会議を開いて、その後本部会議を4回ほど開いて、最終的に1年以上かけて計画をまとめましたけれども、そういう組織の見直しというのも係とかグループ制、そういうのもやっぱり必要になってくるというときが来るかと思っておりますので、そういうのも私たちも必要な場合については、それぞれそういう組織立て、グループをつくって検証してから進めたいと思っております。

○9番（末次利男君）

課の統廃合と、そういったいわゆる組織機構の改革という意味から、私は具体的にちょっと踏み込んで提案をしてみたいと思っておりますけれども、来年度からも1回やろうという、これは今先ほど言われたように、現在14課、私たちもある程度の視察研修あたりも、1万人前後の町は、最終的には多くても12だという考え方を私自身持っております。そういった中で、これは平成8年のときは、それは時代背景もありましたし、基金もいっぱいありました。ですから、我々議会から提案して、課をふやしたことが記憶にあります。これは企画課財政係ということ企画課と財政係と離そうという提案をして、現在そういうふうになっておりますけれども、ここに来れば、やっぱり小さな政府を目指すわけですから、やっぱりそういったところで限られた人材で大きな効果を出すということになれば、そういうことになりますので、これは下條の組織機構で大分刺激を受けましたけれども、あそこは極端でしたけれども、何らやる気になれば支障はないということで、ほとんどが不在ですよ。そういった中で、51人をあそこは35人にまで現実減らしてありまして、なおかつ平常で幾らかの余力があれば、道路に清掃とか、そういったものに出ると。これが1日の業務だということで植えつけてあります。その業務に出ればいいじゃなくて、これだけの人数でこれだけの量を何時間でやるという計画を立てて出るというところまでされておりました。これは究極だろうという感じがしますが、そういう意識づけ、動機づけですね、そういったものをやっぱりいかにしてやるかということが一番大事になってきますので、課の統廃合も財政課、会計係あたりどうですか、具体的に。

○町長（岩島正昭君）

課の統廃合ということでございますけれども、幸いにして管理職が来年の3月31日をもつ

て3名の方が退職されます。だから、ある程度の課の統廃合は頭の中には考えております。今、14課を12課としたら、あと2課の削減ですね。そこら付近も徐々にある程度、職員の意識統一もせないかんということで、簡単にさあ来年からじゃなくして、ある程度、ただ来年度目標にそこら付近の見直しをしていきたいということと、もう1つは、課の統廃合は議員がおっしゃるとおりに、職員の意識改革ですよ。だから、いかにして危機管理を持って課の統廃合である程度課を集約して、仕事の全体的な把握をするかということも一つの危機管理の対策だというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

検討をしている、研究をするということ、もちろん努力はされているということはありません。しかし一方で、これは霞が関ではやっている言葉と言われますけれども、官僚を称して、できない理由の優等生ということを言われているそうです。これ霞が関じゅうに言えば、皆さん官僚ですよ。そういったことで、できないこと、あるいはマイナス部分をなかなかできないわけですよ。やることについてどういう努力して消していくのかということところは、そういう会議をしてもらわんとですね。するかせんかと、せんとがよかですよ。そいけん、そういうことで積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、指定管理者制度について質問いたしますけれども、これはまさに効率的な管理運営とサービス向上、これは一つのねらいです。そういったところで、今22の公の施設を指定管理者制度に移行されておりますけれども、この評価は今答弁にありましたけれども、今後、指定管理の対象、どのようなことを対象に考えておられるか、質問いたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在22の施設を指定管理契約を行って公共的施設の管理を行っていただいております。それで、平成22年度で一応契約期間が終了する施設が6カ所ございます。この6カ所につきましては、引き続き指定管理をやるという基本的な方向の中で、今検討中では、10月に入りますと、その公募等あるいは随契等、いろんな協議の中で決定をしていき、12月議会において指定管理者にすべき該当する企業等を提案をしていきたいというふうに思っております。

それ以外の分につきましては、23年度あるいは25年度までの契約でございますので、それについては引き続き指定管理の制度に基づいて管理をしていきたいと思います。

また、新規の指定管理につきましては、現在1件検討中でございます。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

当然、現在、指定管理者制度に移行された施設については、そういった随時検討されると

ということで、その中で一つこれもそうかなと、一応一覧表をいただいておりますけれども、その中で火葬場が御案内のとおり今新築中で、来年の4月にでき上がるということですが、この制度は今随意契約でクリーンセンターに委託をされておりますけれども、ここは期間が22年から24年となっておりますけれども、この新築オープンで考えるということはないわけですね。確認です。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

火葬場が新築になりまして、現在管理していただいている規模よりもかなり大きな規模になりますので、年度当初には今現在契約している金額等を見直すところが出てくるのではないかと考えてはおります。

○9番（末次利男君）

その契約内容を見直すわけですね。その指定方法の契約まで見直すというんじゃなくて、委託内容を見直すということですね。どうですか、その辺。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

契約額もある程度、現在、従業員の方が常におるわけじゃありませんので、新施設になったら、当然1人か2人は常駐していただくような考えを一応持っておりますので、その分についての管理者の給与ですか、そういったところが出てくるので、契約額についても見直す方向で考えております。

○9番（末次利男君）

わかりました。大体契約内容を見直すということで理解していいですね。

新規については今後検討するということですが、今回、太良病院が一部財務適用から全部適用ということで、これは総務省のアドバイザーの指摘に沿ったやり方をしております。全国的に私たちも病院をいろいろと研修をしまいいりましたけれども、全部適用というのは、一移行期間としてほとんどが受けとめられておりました。太良町はどういうことか。これは総務省のアドバイザーでは、全部適用か、もしくは指定管理者制度をという指摘を受けておりましたけれども、そういう点については、どのように考えておられるかお尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

確かに総務省のアドバイザー事業で、全部適用か指定管理者というふうな指摘を受けておりましたけれども、改革委員会の中で、まず全部適用をやって、将来的に、2年後かな、1年後か、はっきり記憶いたしませんけれども、どうしても経営上うまくいかん場合は、民間指定管理というふうな諮問で条件つきで提出されたわけでございます。全部適用になって、病院の中の改革等々を見てみますと、私は2カ月ぐらい病院に入院等々でお世話になって、

つくづく外来とか2階の入院の病棟等々を回ってみますと、以前よりは今院長の外科の手術が毎週入れかえのように手術の回数がふえております。これは場合によっては、果たしてどうかかなということで私も入院するまで思いつたですけれども、今度の決算については、恐らく黒字になるんじゃない——結局黒字になるというのは、それだけ手術回数が、オペがほとんどですよ。だから、リハビリに行っておりますけれども、新旧入れかえで、ある程度になると退院させてもらって、それともう1つは、佐賀医大で整形等の手術をなさった患者さんが紹介状で太良病院の病棟に入院してリハビリを受けるというふうで、割と以前からしたら、ある程度の病院の経営等々も患者等も活気が出ているなというふうな状況でございますので、今の状態で、もう少し来年あたりまで状況を見てみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

せっかく病院の院長、事務長が来ておられますので、質問したいと思っておりますけれども、今のことについて関連いたしますけれども、この改革に当たって、公募で事務長来られました。今の事務長は民間病院のエキスパートと私は承っておりますけれども、公立病院と比較してどのようなところが、どういう感想なのか。

それと、院長にお尋ねしますが、経営健全化に向けては非常に頑張っているという話を聞いておまして、恐らく今、町長おっしゃるように、そういった状況になるんじゃないかと思っておりますけれども、これは当然、今、素晴らしい整形の院長先生がおいででございますので、こういうことになっているということで、将来そういうことかといえば、なかなか厳しいんじゃないか。そこで、院長は私もよくわかりませんが、何年か契約で来られているのか、もう骨を埋めるつもりで来ていただいているのか、そこらをちょっとまず両方にお尋ねしたいと思います。

○太良病院長（上通一泰君）

お答えいたします。

当初の話では4年間ということで伺っております。その時点での経営状態を見てどうなるかということで、私自身の判断では、その時点では決断できないとは思っておりますけれども、就任してからは、こちらで骨を埋める覚悟で取り組んでいきたいと考えております。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

質問の中で、民間とどう違うかとか、そういったところなんですけど、大きな違いというのはないと思います。ただ、やはり自分の病院だと思って、スタッフ全員がそういう気持ちになっているかというところは、そういう意識にまではまだ達していないのかなと思いますので、そういったところの意識改善、そういったところに力を入れながら組織改革を今やっておるところであります。

以上です。

○9番（末次利男君）

民間の意識改革、組織改編、そういったものを当然参考にしなければならないですけども、その手法はどのような手法で取り込まれようとしているのか、お尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

手法と言いますよりも、とにかく、先ほどトップダウンの組織とか言われたと思いますが、ボトムアップのそういった各個人からの意見を出し合うような場をつくると。お互い管理している側とスタッフ側、そこがキャッチボールをしながらいろんな意見を出し合うような横のつながりをつくるとか、縦割りの考えじゃなくて、横のチームをつくったりとか、そういったところでいろんな意見を出し合って、やはり先ほど言いましたように、自分たちの病院は自分たちが盛り上げるんだと、そういった意識をつくるというところで、とにかく話し合いをたくさん持つということです。お互いがわかり合えるというのが一番病院づくりの基本となると思いますので、そのあたりをとにかくたくさんやってみるというのが現状です。

○9番（末次利男君）

時間もありませんので、最後にしたいと思いますけれども、先ほど、どなたかの質問でも、自民党時代の地方分権から、民主党のもうそろそろ代表が決まる時間ですので、やめたいと思います。地域主権ということで、そういった中で新しい公共という、公共サービスというのが新たな公共段階に入ったんじゃないかという感じがしますし、もちろんそれは地域住民の協働による公共サービスということになっていくと思いますが、いずれにしても将来的には国もそうですけれども、ここにも第5次の中にもしっかりと的確に書いてあります。今までの護送船団方式というのは、ある一定の成果、隅々まで繁栄に導いたということも書いてありますし、今後やっぱりそういった中で、国から地方へ、官から民へ、そういった中で行政のスリム化というのを進んで、いかに行政経費を縮めて、住民サービスの維持、向上につなげて、財源を確保するのかということに尽きるというふうに思います。

そういった中で、じゃあ限られた人材でどのような事務効率を進めていくのか。そういった中で、この指定管理者制度もその一環だろうと思いますし、今後やはり企業会計法にのっとった経営をされる部署、あるいは平成18年でしたか、基幹型在宅介護支援センターが一応また民から官へ移されたわけです。こういったものをもう一回、民にできるものはやっぱり民に委託するという方向を考えていかなきゃならないし、やはり最終的には簡水あたりも、私はそういったことも考えていいんじゃないか。現に波瀬ノ浦部落あたりはちゃんとやっているわけですからですね、できないことはないということで、定員管理をしながら、いかに本当の行政サービスを、充実した行政サービスができるかということを知恵を出していけば、まだいろんな工夫ができるというふうに私は考えております。

そういったことで、一つの実現については、やっぱり一番当初、冒頭で議長の質問にもありましたとおり、今後、改めて強いリーダーシップのもとに、そういったさまざまな問題が山積しておる中で、強いリーダーシップを発揮していただければ、小さくても輝くまちづくりが恐らく可能になってくるんじゃないかという感じがいたしますので、ひとつ頑張ってくださいと思います。これで質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後 2 時 24 分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

副 議 長 下 平 力 人

署名議員 川 下 武 則

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 久 保 繁 幸